

衆議院 法務委員会 議 録 第 九 号

令和元年十一月十九日(火曜日)

午前九時十五分開議

出席委員

委員長 松島みどり君

理事 伊藤 忠彦君 理事 越智 隆雄君

理事 鬼木 誠君 理事 田所 嘉徳君

理事 葉梨 康弘君 理事 稲富 修二君

理事 山尾志枝里君 理事 濱地 雅一君

理事 哇元 将吾君 理事 安藤 高夫君

理事 井野 俊郎君 理事 奥野 信亮君

理事 門山 宏哲君 理事 神田 裕君

理事 黄川田仁志君 理事 国光あやの君

理事 小林 茂樹君 理事 出畑 実君

理事 中曽根康隆君 理事 藤井比早之君

理事 古川 康君 理事 宮崎 政久君

理事 山下 貴司君 理事 吉川 赳君

理事 和田 義明君 理事 逢坂 誠二君

理事 落合 貴之君 理事 高木錬太郎君

理事 日吉 雄太君 理事 松田 功君

理事 松平 浩一君 理事 山川百合子君

理事 藤野 保史君 理事 串田 誠一君

法務大臣 森 まさこ君

法務副大臣 義家 弘介君

法務大臣政務官 宮崎 政久君

財務大臣政務官 井上 貴博君

政府参考人 (警察庁刑事局組織犯罪対策部長) 田中 勝也君

政府参考人 (法務省民事局長) 小出 邦夫君

政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 山名 規雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 森 和彦君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 中原 裕彦君
法務委員会専門員 藤井 宏治君

委員の異動
十一月十九日
辞任 補欠選任
和田 義明君 安藤 高夫君

同日 補欠選任
安藤 高夫君 哇元 将吾君

同日 補欠選任
哇元 将吾君 和田 義明君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第一号)

○松島委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。
両案審査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局組織犯罪対策部長田中勝也さん、法務省民事局長小出邦夫君さん、財務省大臣官房審議官山名規雄さん、厚生労働省大臣官房審議官森和彦さん

ん及び経済産業省大臣官房審議官中原裕彦さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕
○松島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○松島委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。田所嘉徳さん。

○田所委員 皆さん、おはようございます。自民党の田所嘉徳でございます。
発言の機会をいただきまして、本堂にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

私はいつも、あの霞が関の巨大な官庁街に行きますと、思うことがあります。それは、本当に多くの官僚の皆さんが働いていて、大きな組織があつて、これらを維持するそのコストというものは大変なものなんだろうなというふうに思っています。

さらに、国の予算をハンドリングするわけでありまして、そういう中にある国の予算というものの、福祉や教育や、さらには昨今の災害多発の中での対応ということで、大きなコストが、負担がかかるわけでありまして、これを経済的利益を原則的に生まない官庁街が見るたびに、やはりどこでその財源が生まれるのかというところに私は思いをいたさなければならぬというふうにも思っているわけでありまして、この原資は、まさに全国津々浦々の人々の労働によって生み出される経済的価値、そして税金、そういったもので賄われるわけでありまして、したがって、経済が円滑に行われなければ、国家の運営にも大きな支障を来すというのだと思っております。経済の持続的な発展を可能ならしめると

いうことが大変重要だというふうに思っております。

とりわけ、会社組織の果たす役割は大きくて、その健全な発展を推進する必要があると思います。しかしながら、大手自動車会社や電力会社などで企業統治が破綻しているのではないかとと思われるような事件が相次いでおります。会計不祥事やコンプライアンス違反ということが起きないようにしなければなりません。

会社が持続性を保ちながらその社会的役割を果たせるようにすることは大変重要であると思えますけれども、これについてどのように考えているのか、あわせて、どのような制度にし、規制をしようとしているのか、森法務大臣にお伺いいたします。

○森国務大臣 田所委員にお答えいたします。
委員御指摘のとおり、会社が成長し、我が国の経済の発展に継続的に寄与することは重要であると認識しております。

これを実現するためには、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を達成するための基盤となるコーポレートガバナンスの向上が必要であります。コーポレートガバナンスの向上のためには、業務を執行する役員から独立した立場にある者が役員を監督する体制を構築することや、役員に適切なインセンティブを付与することともに、客観的にその業績を評価すること、これらに関する情報が早期に株主に対して提供されることなどが重要であると考えております。
改正法案は、そのような観点からの制度改正を内容とするものでありまして、コーポレートガバナンスの向上が図られる基盤を整備するものとして意義があると考えております。
その上で、会社が健全に機能するためには、改正法案の施行後の制度と、これに関連する各種の

制度、すなわち、いわゆる内部統制システムや、監査役、会計監査人による業務監査、会計監査の体制、株主代表訴訟制度、情報開示などの制度等が一体となって機能することが重要であると考えております。

○田所委員 会社といえば、私は渋沢栄一だろうというふうに思っております。二〇二四年から一万円札の肖像画になるというんですけれども、キャッシュレス化が進むので申しわけないなという感じもしないんですが、いずれにしましても、百四十年以上前に会社制度の有用性をフランスから学んで、約五百社の会社をつくって、帝國ホテルとか王子製紙、東洋紡績など、その六割は今日に至っても形態を変えて存続しているということであって、資本主義の父などと言われるのであります。

会社の持続性を確保することによって行政の継続性が維持され、そして、会社が持続的に成長すれば社会も発展するということだと思っておりますので、会社は社会の公器と言うこともできるのではないかと考えております。

そこで、先ほど大臣から答弁がありました。今後の法改正における内容を述べていただければよかったですのであります。非常にすぐれた見識も示されまして、内部統制システム、そして、監査役、会計監査人、さらには、株主代表訴訟、社外取締役、こういったものが関連して、合わせわざで力を発揮する、私も全くそのとおりだというふうに思っております。

そういうことをしっかりと考えておられて立派だなどと思うんですけれども、であるならば、申し上げたいことがあります。私は、今回の法改正は法務省らしからぬ、ちよつと対症療法的な、ちましましたものじゃないかなという印象を非常に持っております。

法務省は非常に豊かな見識があつて、例えば、技能実習法の改正、適正化等についても、私は関与させていただきましたけれども、これは、二国間取決めから始まって、外国人技能実習機構をつ

くったり、実習計画の認定、そして、実習実施者の届出義務、さまざまな報告、さらには、監理団体の許可とかサンクションとか、そういうものも定めておりますし、さらには、特定技能に至っては、出入国在留管理庁にしたわけでありまして。そして、登録支援機関や外国人の相談窓口などあわせて外部も固めていった。そして、試験を行つて、その送り出し国との連携もする。非常に遠大な、すばらしい構想をつくつてきたわけですが、会社法のこの改正は、どうもそんなにダイナミックではない。

大臣、就任したばかりでありますので、先ほど言われたように、総合的な、ダイナミックな、その会社が伸びるようなあり方というものをぜひ進めてもらいたいというふうに思っております。

きょうは、ニュースで、見てみましたら、グリーン逮捕から一年目というふうなことをけさのニュースでやっておりました。九月中間決算では、半期の昨対で営業利益が八五％減少している、本決算では半減するだろうというふうなことが言われております。そういう中で、指名委員会設置会社としたり、あるいは、社外取締役を半数以上導入するというようなこと、そして、さまざまな改革を進めているわけでありましたけれども、外国人経営者が救世主になるはずであったんですけれども、搾取の対象になつてしまつたというふうなことは、非常に問題があるというふうに思っております。

そういう中で、情報公開等についても私は考えるところがありまして、公益通報者保護法もあります。消費者庁でありますけれども、対象となる法律に会社法も含まれております。

この前、憲法審査会では外国の事例が報告されましたが、スウェーデンの憲法は、これは、法律で定めて列挙したもの以外は、公務員が知り得た情報をマスコミに流すことを情報提供権として憲法上認めているというふうなことがあります。透明性とかいろいろなことを含めて、しっかりとリードをしてもらいたいと思います。

それで、非常に各論であります。昭和五十六年の商法改正によって導入された株主提案権についてであります。

これは、株主がみずからの意思を株主総会に直接訴えることができるもので、この権利を保障することは大変重要だというふうに思っております。特に、少数株主にとつて大きな意味があります。そのような株主提案権に対して制限を加えるということは、十分な理由と慎重な検討が必要であるというふうに思っております。

今般の改正法において株主提案権を制限することとしておりますけれども、どのような点が問題なのか、立法事実について法務大臣にお伺いしたいと思ひます。

○森国務大臣 お答えいたします。

近年、一人の株主により膨大な数の議案が提案されたり、株式会社を困惑させる目的で議案が提案されたりするなど、株主提案権が濫用的に行使される事例が見受けられます。

株主提案権が濫用的に行使されますと、株主総会における審議の時間等が濫用的な提案に割かれることで、株主総会の意思決定機能としての機能が害されたり、株式会社における検討や招集の通知の印刷等に要するコストが増加したりするなどの弊害が生ずるという問題がございます。

また、近年の裁判例においては、株主提案権の行使が、株式会社を困惑させる目的のためにされるなど、株主としての正当な目的を有するものではない場合等には、権利濫用として許されないとの判断が示されております。

しかし、どのような場合に株主提案権の行使が権利濫用に該当すると認められるかは必ずしも明確ではなく、実務上、株主提案権が行使された場合に、取締役等において株主提案権の行使が権利濫用に該当するか否かを的確に判断することは難しいという現状がございます。

そこで、改正法案では、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置を設けることとしております。

○田所委員 たくさんの株主提案が濫用的に出されているというふうなことでありますが、本当にそうなのだろうかというところもございします。平成二十九年からの一年間に出されたものは、回答は千七百二十七社あつたんですけれども、五十六社でありますし、十年間の平均で年一・七程度でありますので、これも必ずしもそうも言えないだろうというふうに思っておりますけれども、やはり、濫用的に行われることはコストに響く、問題があるということでありまして。

続けて、株主提案権の濫用的な行使を防止するためにどのような対策を考えているのか、お伺いしたいと思ひます。

○小出政府参考人 お答えいたします。

株主が同一の株主総会において提案することができる議案の数を制限いたしまして、また、株主による不当な目的等による議案の提案を制限する規定を新たに設けることとしております。

具体的には、取締役会設置会社の株主が議案要領通知請求権を行使する場合に、同一の株主総会において提案することができると議案の数の上限を十とし、十を超える部分については、会社は提案を拒絶することができることとしております。

また、株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で株主提案権を行使する場合や、株主提案権の行使によって、株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、会社は株主提案権の行使を拒絶することができることとしております。

○田所委員 荒唐無稽な提案、そういうことで事務手続あるいは株主総会の機能が阻害されるというふうなことであつて、定款変更とつければ株主総会決議事項になるとするのはやはりおかしいだろうというわけでありまして。

どのような提案があつたのか、しかし必ずしも明らかではありません。トイレを和式にして鍛錬して株価を上げるとか、そんなものとか変なもの

がありますけれども、これは、余りよくわかっていないのに、なかなか、会社のことですからよく情報がかめない、よく調べたけれどもわからない、そういう中で、濫用が著しいというの、なかなか具体例をつかめない中ではわかりにくい論理だなというふうに思っております。

濫用の事例について、これは権利の濫用という一般法理で採用しない、ブロックすることができらんだらうと思えますけれども、今回、濫用事例の明文化というものをして対応しようとしておりますが、どんな意味を持つと考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○小出政府参考人 現行法のもとでは、どのような場合に株主提案権の行使が権利濫用に該当すると認められるかは必ずしも明確ではないことから、実務上、株主提案権の行使がされた場合に、取締役等において株主提案権の行使が権利濫用に該当するか否かを的確に判断することは難しく、株主提案権の行使が権利濫用に該当すると考えた場合でも、これを制限することにちゅうちよする場合があるという指摘がされております。

それで、今回、このような指摘を踏まえまして、改正法案におきましては、株主提案権の行使が権利の濫用に該当するであろう典型的な場合を明文化いたしまして、このような場合に株式会社が議案の提案の制限を必要以上にちゅうちよすることがないようにすることとしたものでございます。

○田所委員 あわせて、株主が提案できる議案の数を十までとしている、この根拠を示してもらいたいと思えます。

○小出政府参考人 株主が提案することができる議案の数の上限を十としたのは、近年の株主提案権の行使の状況を見ましても、各提案株主について多くとも十程度にとどまっており、これを超える議案を提案する必要があるとは通常考えにくいことなどを考慮したものでございます。

また、法制審議会の会社法制部会におきましては、外国の法制等を参考にして、株主が提案する

ことができる議案の数を更に少ない数、例えば一ないし三とすべきであるという意見もございました。

しかし、実務上合理的と考えられる株主提案であつても議案の数がこれを超えることは十分にあり得るものと考えられますし、また、改正法案におきましては、取締役等の選任や解任、また定款の変更に関する議案については、関連する二以上の議案であつても、これを一の議案とみなすことができる場合を法定しておりますが、株主が提案する議案の中でも最も大きな割合を占めております定款の変更に関する議案につきましては、判断基準の明確性を重視いたしまして、一の議案とみなすことができる場合を限定的なものにしております。

改正法案では、これらの点を考慮いたしまして、株主提案権が不当に制限されることがないよう、株主が提案することができる議案の数の上限を十としたものでございます。

○田所委員 株主提案権のこの流れを本質的に見ると、私は、直接経営陣に申し入れて、それがかなわなかった場合の改善の策、そういったことで使われる場合がある。少数株主の権利の保護とともに、広く問題点とか改善点を発見、表現する、そういう機能もあると私は思っております。故意に害悪を与えようとするものでなければ、最後の株主の手段として、過度に制限してはならないんだらうと思っております。取締役が株主総会をしのげれば後はいんだというような、そういうものであつてはならないので、やはり株主のしつかりとした発言の権利というものを守っていく必要があるというふうに思っています。

それでは、取締役に関する規律の見直しについて、会社経営のかじ取りを行う取締役、これが法とか定款を遵守して適切な仕事をしなければなりません。その適正性を確保するために、上場企業等で社外取締役の設置を義務づけるというようにしているわけでありまけれども、なぜ今これを定めるのか、法務大臣にお伺いしたいと思います。

○森国務大臣 社外取締役には、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にある者として、業務執行者から独立した客観的な立場から会社経営の監督を行い、また、経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を行うという役割を果たすことが期待されております。

そして、機関投資家等からは、コーポレートガバナンスを実効的に機能させ、我が国の資本市場が信頼される環境を整備する観点から、上場会社等については、最低限の基本的な要件として、画一的に社外取締役を置くことを義務づけるべきであるとの指摘がされているところでございます。

また、東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率は、令和元年七月調査時点においては九八・四％になっております。このように、社外取締役の選任が進んだことなどに照らすと、社外取締役の有用性は一般的に広く認知されていると言ふことができると考えております。

そこで、改正法案においては、我が国の資本市場が信頼される環境を整備し、上場会社等においては、社外取締役による監督が保障されているというメッセージを内外に発信するため、会社法において上場会社等に社外取締役を置くことを義務づけることとしたところでございます。

○田所委員 社外取締役の選任比率が東証で九八％、一部では九九・九％ということですから、非常に理解が深まっているんだ、皆さん、理解をされております。

しかし、黙っていても設置されているわけでありまして、これを法制、しかも義務化するにどれだけの意味があるんだという感じがしなくはありません。社外取締役を設置しなかつた〇・一％の企業に問題があつたというならば必要なものかもしれませんが、どうも後追いというように感じは否めないんだと思っております。社外取締役がいなくても問題が起きているということをよく考えなければならぬ。

さらに、我が国の資本市場の信頼性の向上と言いますけれども、やはりいろいろな不祥事やコンプライアンス違反が起きている。さらには、もう既にソフトウェアにおいてはそれが明記されているんですけども、今ごろハードウェアの整備をしたという、市場の評価が下がっちゃうんじゃないか、日本の評価が、私はそう思ったりもするわけでありまして。

そういう中で、しっかりと社外取締役がその役割を果たせるようにしなければならぬというふうに思っております。例えば会計学等についての専門性を有するとか、あるいは、人数を一定程度多くして、しっかりと管理体制がしけるとか。私は、本質は、やはり内部統制システムを管理していくというのが社外取締役の一つの役割だと思っております。任期や再任の制限、関係性など、実効性が確保できるようなものにならなければならぬと考えておりますけれども、その点についてどう考えるのか、お聞きしたいと思います。

○小出政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、社外取締役による監督の実効性を確保するためには、法制度として形式を整えるだけでなく、その制度を実質的に機能させることが重要であると考えております。

上場会社等に社外取締役を置くことを義務づける改正法案は、コーポレートガバナンスを実質的に向上させる上で必要となる基盤を整備するものとして、意義があると考えているところでございます。

その上で、社外取締役による監督の実効性を高めるためには、期待される役割を適切に遂行することができると見られ、経験と知識を兼ね備えた者を社外取締役に選任することや、社外取締役の機能が発揮しやすい環境を整備することなどの運用面の取組が重要でございます。そのような知見等を備えた社外取締役候補者の確保については、関係団体において、人材プールの充実などの取組が進められております。

法務省としても、関係省庁と連携して、必要な

協力をしていきたいと考えております。

○田所委員 実際に問題を起ささないような抑止力の効果を持った、緊張感ある社外取締役との関係というものが非常に重要だというふうに考えております。取締役会でなかなあになつてしまったのでは、これはその効果が出せないわけでありま

す。そのことについては、既にもうソフトローの方で、コーポレートガバナンス・コードの中でも示されております。独立社外取締役というふうな言い方もしておりますけれども、報酬とか、会社との関係の中でそれ以外のものを受け取ったり、これまでに勤務関係があったりして、余り強い関係があり過ぎないということ、そういったことを含めて、お手盛りの社外取締役で、先ほど言いました、株主総会をのりばいいんだというふうなことで取締役が業務を執行するということがないようにしなければならぬと思います。

そこで、報酬についてお聞きしたいと思います。かつて日本は、日本的経営と言われてまして、終身雇用制あるいは家族的経営で、役員の報酬も社員に比べてそんなに高くなかったわけでありました。しかし、今日、会社は、取締役にとって、個人的な利益を得るためのものという風潮も強くなっているというふうに思っております。日産自動車のように、会社が取締役の搾取の対象になつてしまったというものもあります。これから国際化が進み、外国人の取締役もふえるだろうと思ひますし、考えるべきことがあるだろうというふう

に思ひます。みずからの利益を追求するのは人間の本性であつて、それがあから成長し、力を発揮するといふものでありますから、これは全て悪いとは言ひませんけれども、しかし、それが高じてしまえば、これは、みずからの利益を優先して、株主や会社自体の価値を損ねることになつてしまふ、そういうことがお手盛りで利益獲得に走る取締役をつくるということになつてしまふんだらうと

思つております。

適切に報酬を定める制度を整えることは大変重要である、無限定ではこれは暴走してしまふといふことだらうと思ひますので、今回の法改正において取締役の報酬等に関する規定の見直しというものが打ち出されましたけれども、その具体的な意味について説明してもらいたいと思ひます。

○小出政府参考人 現行法上、取締役の報酬等につきましても、当該株式会社が指名委員会等設置会社である場合を除きまして、定款又は株主総会の決議によりその総額を定めれば足り、取締役の個人別の報酬等の内容については定款又は株主総会の決議により具体的に定める必要はないなどと解されておまして、取締役の報酬等の内容の決定手続等が不透明であると思ひます。

他方で、近年、取締役の報酬等には、取締役に対して適切に職務を執行する動機、インセンティブを付与する重要な機能があると考えられております。取締役の報酬等の種類や内容の適切な水準は企業の置かれてある経営環境等に依つて異なるものではございますが、投資家等からは、このような取締役の報酬等の機能に照らすと、取締役の報酬等の内容を適切に定めるための仕組みを整備することは企業統治の強化の観点から重要であると思ひます。

また、法律実務家等からは、現行法の規律に対して、業績等に連動した報酬等の付与に係る規律に明確でない部分があり、このことが先ほど述べた取締役の報酬等の機能を活用する上で阻害要因となつていふ指摘がございます。

これらの指摘を踏まえまして、改正法案におきましては、取締役の報酬等の内容の決定手続等に関する透明性を向上させ、また、インセンティブ付与の機能を有する業績連動報酬等を適正かつ簡易に取締役の報酬等に関する規律の見直しを行つていふところがございます。

○田所委員 報酬決定についてしっかりとした規律をつくつていくということでありまふけれど

も、報酬決定の透明性の向上というものが非常に重要だらうといふふうに思つております。それは情報開示の充実によつてもたらされるものでもありまふし、その点をしっかりと図つてもらつて、客観性があるような、そういう報酬決定によつて適切な業務をしてもらえるようにするべきだらうといふふうに思つております。

あわせて、次のことも聞いていきたいと思つておりますけれども、やはり、人が力を発揮するその源泉といふものは、その努力が報酬等の形で評価されるということが非常に意味もあるといふふうに思つております。適切なインセンティブを付与することによつて持てる力を十分に発揮できるようにする、大変重要だと思つております。

しかし一方で、過剰な利益供与になつてしまつてはこれは適切ではありませんので、この点をどうバランスをとつて適正な報酬によつて取締役が力を発揮できるようにしようと思ひますのか、お聞きしたいと思います。

○小出政府参考人 改正法案におきましては、株式会社等が業績等に連動した報酬等を適正かつ簡易に取締役の報酬等として定めるようにするために、上場会社が取締役の報酬等として株式の発行等をする場合には、募集株式と引きかえにする金銭の払込み等を要しないこととするなどの見直しを行つております。

他方で、改正法案におきましては、これとあわせて、取締役の報酬等の決定手続の透明性を向上させるための措置も講じております。例えば、上場会社等におきましては、定款又は株主総会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容が定められない場合には、取締役会においてその決定方針を定めなければならないこととし、また、取締役の報酬等として当該株式会社の株式を付与しようとする場合には、定款又は株主総会の決議によつて当該株式の数の上限等を定めなければならないこととしております。

このように、改正法案におきましては、取締役等に適切なインセンティブが付与されるようにしつ

つ、取締役が過剰な報酬等が付与され、株主や会社に不利益が生じることを抑止するための方策も講じているところがございます。

○田所委員 取締役にしっかりとしたインセンティブも与えて仕事をしてもらうということが重要だらうといふふうに思つております。

やはり、経営判断といふものはなかなか、一足す一が二になるような単純にいくものではないんだらうといふふうに思つております。そういう中であつて、果敢な判断をして、経営判断をして、厳しい競争の中でしっかりと勝ち抜いて利益を得るようにするということは大変重要なことだらうといふふうに思つておりますが、報酬によるインセンティブでしっかりと働いてもらふとともに、やはりそういった判断やダイナミックな経営というものができるような支えといふものも必要だらうと思つております。訴訟とか損害賠償の不安におびえていたのでは仕事もできないわけでありまふので。

そういう中であつて、会社補償というふうなものもここで打ち出されているわけでありまふけれども、これをどのように意義あるものとしていふのか、ちよつと説明をしてもらいたいと思ひます。

○小出政府参考人 お答えいたします。

御指摘のございました会社補償とは、役員等が、その職務の執行に關し、法令の規定に違反したとして裁判においてその責任を追及されるなどした場合に、これに対処するために支出する費用や、その請求が認められて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合の賠償金の全部又は一部を株式会社等が当該役員等に対して補償することをいひます。

会社補償には、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことを過度に恐れることによつてその職務の執行が萎縮することがないように、役員等に対して適切なインセンティブを付与するといふ意義が認めら

れるところでございます。

○松島委員長 質疑時間が終了していますから、短くお願いします。

○小出政府参考人 はい。

また、役員等が、その職務の執行に關し、訴訟等で責任の追及を受けた場合には、当該役員等が適切な防衛活動を行うことができるように当該株式会社においてこれに要する費用を負担するということが株式会社の損害の拡大の抑止にも資するものとも考えられます。

ただ、他方で、会社補償が認められる範囲によつては、役員等の職務の執行の適正性が損なわれたりするおそれがあるという問題等もございます。

そこで、改正法案におきましては、会社補償するために株式会社役員等との間で締結する契約である補償契約につきまして、その内容の決定をする手続や補償契約に基づき補償することができ費用等の範囲に關する規律を定めることとしております。

○田所委員 ありがとうございます。

国家を支える社会の公器であります会社がしっかりと持続的に成長していく、大変重要なことであります。しかも、これは一つの政策だけで健全化が図られるわけではありませんで、先ほどさまで森大臣から示されました、そういったものをしっかりと総合的に整備をして、またすばらしい会社法というものをつくってもらいたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

○松島委員長 午前十時十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前九時四十八分休憩

午前十時十分開議

○松島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。濱地雅一さん。

○濱地委員 公明党の濱地雅一です。

私も、会社法の改正案、順次質問をしたいと思っております。結構細かく聞きたいと思っておりますので、大事なところは大臣にお聞きしまして、あと細かなところは政府参考人の皆様方に答弁をいただきたいと思います。

まず、私は、株主総会資料の電子提供措置についてお聞きをしたいと思っております。

この改正法ではなく、二十六年以前のもので既に、会社法二百九十九条の第三項では、株主総会の招集通知、これも株主の個別の承諾があれば電磁的方法により通知を発することができ、書面によらなくてもよいという規定もございますし、そういった、株主の承諾があれば株主総会資料についてもいわゆる書面ではなく電磁的方法による通知を発することができると規定が既にありまして、今回、定款で定めることによつて、株主総会資料等につきましては、いわゆるウェブサイトに掲示をすれば書面による通知を省略できるという規定を設けられました。

この必要性について、法務大臣に御答弁をお願いしたいと思います。

○森国務大臣 濱地委員にお答えいたします。近年、株主総会をめぐっては、株主総会等における投資家と株式会社との建設的な対話を促進させ、投資家からの信頼を確保しながら企業価値の向上を図ることが重要であると考えられておるところ、政府においても、投資家と株式会社との建設的な対話のために、情報開示の質の向上を図ることが重要な政策課題とされているところでございます。

この点に關し、現行法上、公開会社については、株主総会の資料の発出の期限が株主総会の日の二週間前までとされているところ、投資家等からは、この二週間という期限が短く、株主が議決権を行使するに当たって株主総会資料の内容を検討する期間が十分に確保されていないとの指摘がされております。

そこで、インターネットを利用する方法によつて株主総会資料を提供することができることにすれば、株主に對し従来よりも早期に充実した内容の株主総会資料を提供することができるようになり、株主総会の活性化につながるものと考えられます。

また、電子提供措置を新設することにより、株式会社は、印刷等の作業が不要となり、時間とコストを削減することが可能となります。

改正法案では、これらの点を考慮して、株主総会資料の電子提供制度を創設することとしたものであります。

○濱地委員 ありがとうございます。

二つの趣旨を示していただきました。建設的な対話のためにしっかりと三週間の時間をとって情報を提供すること、もう一つは、やはり会社の方の印刷のコストや時間も削減できるということでございます。

そうなりますと、今回は、株主総会資料についてはこの電子提供措置がとられることになるんですが、この印刷のコストや時間というものを考えますと、招集通知自体もいわゆる電子提供にすればよりメリットがあるというふうに私は考えますが、この検討過程において、株主総会資料のみならず招集通知自体も電子提供をするというような検討はされなかったのか、これは事務方にお聞きをしたいと思ひます。

○小出政府参考人 電子提供措置を講ずる場合の、その電子提供措置に係るウェブサイトのアドレスにつきましては、株主に確実に知らせる必要があるため、株主総会の招集通知の記載事項とした上で、書面により通知されることを予定しております。

こういった事情もございまして、委員御指摘ございましたけれども、株主総会の招集の通知については、電磁的な方法によることについて株主の個別の承諾を得ている場合を除いて、書面でしなければならぬという規律を維持しております。もっとも、御指摘のように、株主総会の招集の

通知についても、株主の個別の承諾を得なくても電磁的に通知することができる規律を設けるべきであるとの指摘もされているところでございます。

この点につきましては、この改正法が施行された後の株主総会資料の電子提供制度及び書面交付請求の利用状況や、我が国の社会全体におけるインターネットの利用の状況等を踏まえて、必要な検討をしてまいりたいと考えております。

○濱地委員 この夏、葉梨筆頭が委員長時代にエストニアに行きましたが、エストニアは、国民一人それぞれ、いわゆるEメールのアドレスをお持ちでございますので逆にそういったことが可能かと思ひますが、日本においてはなかなか、そういった制度ではございませんが、先ほど、若干検討の余地にも上がったということでございますので、まずは株主総会資料の電子的提供の経過を見ながら、招集通知自体もいずれは省略できる、そういったシステムが構築できればよろしいのかなと個人的には思っております。

ただ、一方で、社債や株式等の振替に關する法律、振替法というのがございますが、この振替法に基づき株式を発行する会社は、いわゆるこの電子提供措置は義務づけとなります。ほかの会社は定款で定めることによつてこの電子提供措置をとることができるわけでございますが、振替法の適用会社についてはこれは義務づけとなっております。

これは私がさっき言ったのは少しまた違う観点になるんですが、逆に、義務づけとなると、今度は会社にとつて、システムができていないところにつきますと過度な負担にならないかという心配もございまして、なぜ振替法の適用のある会社については義務づけとされたのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○小出政府参考人 お答えいたします。

株式会社が株主総会資料の電子提供制度を利用することによつて、印刷や郵送のために生ずる時間や費用が削減され、株主に対して従来よりも早

期に充実した内容の株主総会資料を提供することが可能になると考えております。

上場会社など振替株式を発行する会社につきましては、典型的に、その株式の売買が頻繁に行われて、不特定多数の株主が存在することが想定され、所有と経営の分離の程度も大きいために、株主総会において議決権行使するに当たって、株主総会資料の内容を検討する期間を確保することが重要であります。そのため、振替株式を発行する会社については、電子提供制度の利用を義務づけることによって、投資家が議決権の行使に際して株主総会資料の内容を検討する期間を確保する必要性が高いと考えられます。

また、上場会社など振替株式を発行する会社につきましては、通常、株主の数が多いことから、総会資料の電子提供制度を利用することによる時間や費用の削減等の効果は大きいと見込まれますので、振替株式を発行する会社に対して電子提供制度の利用を義務づけることが過度な負担となることもないと考えております。

このような理由で、上場会社など振替株式を発行する会社については、株主総会資料の電子提供制度、これを義務づけることにしたものでございます。

○濱地委員 そうですね。これは施行の期間も三年六月を超えない範囲でございますので、準備期間もあるかと思っておりますので、これはよろしいかというふうに思っております。確認でございます。

実際には、しかし、ウェブサイトをなかなか扱えない株主にとっては、やはり書面でこれまでの株主総会資料が届かないわけでございまして、そこで設けられたのが、書面交付請求というものが新しいこの法律案でも設けられております。

これについては、例えば、定款で株主の書面交付請求を排除することができてしまいますと、その趣旨は没却されるかと思いますが、これは強行法規として、定款によっても書面交付請求は排除

できるのかできないのか、確認をしたいと思っております。

○小出政府参考人 お答えいたします。

我が国におきましては、現在も高齢者を中心としてインターネットを利用することが困難である株主も一定数存在することが認められ、そのような株主の利益に配慮する必要があると考えられます。

そのため、改正法案におきましては、書面交付請求権は定款の定めによっても排除することができないこととしております。

○濱地委員 定款で排除できないということでございますので、これも確認でございます。

次に、この電子提供措置が何らかの事由によって中断をしたとき、何か災害が起こってウェブサイトの掲載がダウンするとか、そういったこともあるかと思っておりますので、この会社法、新しい改正法の三百二十五条の六には、電子提供措置の中断の場合における効力の規定が書いてございます。

一つ、さまざまな要件があるんですけども、まず、会社が、電子提供措置が中断されたことについて、善意かつ重大な過失でないこと又は株式会社に正当な事由があることが要件となりまして、さらに、これはいずれにも該当する場合でございますので、中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと、また、この中断が、特に、株主総会までの期間においても十分の一を超えないことというふうに、二重の規定をかけてございます。

このいずれにも該当するときは、もし仮に電子提供措置が中断になったとしても、株主総会の参考資料の書面にかえるウェブサイトをの掲示というものの効力は失われまいということでございますけれども、期間が十分の一を超えないことというふうに定められましたけれども、これはなぜ十分の一という期間によって条文を定められたのか、御答弁をいただきたいと思っております。

電子提供措置期間のうち、株主総会までの期間につきましては、株主総会の招集の手続として、株主総会参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとることを求めています。

また、株主総会の日以降の期間につきましては、株主総会の決議の取消しの訴えに係る訴訟において証拠等として使用される可能性があることから、当該訴えの出訴期間を経過する日までの間、継続して電子提供措置をとることを求めています。

こういった趣旨に鑑みますと、電子提供措置に長期間の中断が生じた場合までその電子提供措置の効力を認めることは相当でないと考えられますので、先ほど委員が御指摘のとおり、電子提供措置の中断が生じた時間の合計がその期間の十分の一を超えないことに加えて、電子提供措置の開始日から株主総会の日までの期間中に中断が生じた場合には、その期間中に中断が生じた時間がその期間の十分の一を超えないという二段階に分けて規定しておるわけでございます。

所定の期間の十分の一を超えないという要件でございますが、これは会社法の電子公告の中断に関する規定に倣ったものでございます。

電子提供措置をとる株式会社は、中断が生じた場合には他のウェブサイトに電子提供措置事項に係る情報を掲載するといった対応策をとることが可能であると思われるので、こういった要件を設けることとしても、電子提供措置をとる株式会社に過大な負担をかけるものではないというふうに考えているところでございます。

○濱地委員 ありがとうございます。

電子公告の十分の一という規定に倣ったということでございますので、一つ根拠があるかどうかと思っております。

そこで、先ほど御答弁いただきましたけれども、この電子提供措置の中断の期間が、いわゆる株主総会の日から三週間前まで株主総会が終わって三カ月間、このうちの合計で十分の一を超えないこと、かつ、いわゆる株主総会までの期間、三週間

間だと思っておりますが、ウェブサイトで電子提供措置がされてから株主総会が開かれるまでの期間について十分の一を超えないことでございます。

そうなるかと、例えば、この三号の、電子提供措置の開始日から、主に株主総会の三週間前から株主総会の日まで、十分の一を仮に超えた場合の招集手続の瑕疵との関係でどう整理すればいいのか、いわゆる株主総会の取消し事由となり得るのか、こういった場合なのか、御答弁いただきたいと思っております。

○小出政府参考人 お答えいたします。

株主総会の招集の手続が法令に違反したときは、株主等は、訴えをもつて当該決議の取消しを請求することができます。

電子提供措置期間のうち、株主総会の日より前の期間につきましては、先ほど申し上げましたが、株主総会の招集の手続の一環として、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとることを求めています。

したがって、電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じた場合であって、改正法案の三百二十五条の六の規定、十分の一ですね、これによっても救済されない場合には、この中断は当該株主総会の決議の取消し事由となると解されます。

これに対しまして、株主総会の日よりも後の期間につきましては、株主総会の決議の取消し訴訟において証拠等として使用される可能性があることから、この訴えの出訴期間を経過する日までの間、継続して電子提供措置をとることを求めているものでございまして、株主総会の招集手続の一環としてこれを要求しているわけではございません。

したがって、株主総会の日よりも後に電子公告措置の中断が生じた場合には、株主総会の招集の手続が法令に違反したときには該当しませんので、この中断が株主総会の決議の取消し事由となることはないかと解されております。

○濱地委員 かなり細かいことを私は聞いていま

して、多分、お聞きになっている皆様方も、条文を見ながらやっている私しかわかっていないかもしれないませんが、これは大事なことだと思ってお聞きしておりますので、ちょっと委員長も我慢して聞いていただければと。済みません。

次に、株主提案権について御質問したいと思っています。

先ほど、私の前の自民党の田所委員の方から、この株主提案権の制限等々についての趣旨については、法務大臣より答弁をいただきました。

三百四条は、いわゆるこれは議題提案権、株主総会において、その場でこういうものに対する制限として取り扱ってほしいというものを議題とご紹介します。片方、三百五条は、いわゆる株主招集通知に自分が議題としたいことを書いてほしいという議案要領通知請求権ということになって、これは区別されているわけですが、三百五条の、ぜひこれを株主総会招集通知に書いてほしいという議案要領通知請求権については、十を超える場合には拒絶できるといったような規定がございます。しかし、前段の、株主総会のその場において議題を提案するものについては、数の制限を今回設けられておりませんが、なぜ三百四条の議題提案権の数の制限は設けられていないのか、御答弁をいただきたいと思えます。

○小出政府参考人 お答えいたします。

済みません、その前に、先ほど、株主総会の日よりも後に電子提供措置の中断が生じた場合には、このところで、私、電子公告措置の中断が生じたというふうに言ってしまいました、それは電子提供措置の違いで、申しわけございませんでした。それから、今の三百四条の関係でございますが、三百四条は議案提案権でございます、その前提でお答えいたします。

御指摘のとおり、株主総会の議場における議案提案権につきましては、提案することができ、議案の数を制限することとはしていないわけでございます。これは、取締役会設置会社におきましては、株主総会は、招集の通知に記載された目的事

項、これが議題でございますが、これ以外の事項については決議をすることができないことや、議案の修正動議の範囲も目的事項から一般的に予見することができない範囲を超えることができないと解されていること、また、株主総会の議場における議案提案権の行使の態様等によつては、その議案や修正動議を取り上げなければならないものではないと解されていることを踏まえ、株主総会の議場において提案することができ、議案の数を制限する必要性は必ずしも大きくないと考えられたためでございます。

○濱地委員 ありがとうございます。わかりました。

次に、これは、株主総会その場における議案提案権及び招集通知に書いてほしいという議案要領通知請求権、それぞれに、実は、不当目的についての排除というものが共通のものとして認められております。例えば、三百四条の第二号、「株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合」、若しくは、三百五条であります、議案要領通知をした場合には会社の方は拒否をできるということになろうかというふうに思っております。

そうなりますと、三百四条二号は、「専ら人の名誉を侵害し、」云々と書いてございます。これは判例法理を明確化したものというふうに私は聞いておりますが、判例では、いろいろなところで、主として、当該株主の私怨を晴らしとか、又は特定の個人や会社を困惑させるなどというように、主としてそういった目的があった場合にはこれまでは判例の中で制限できるとなっておりますが、今回の法文ですと「専ら」というふうに強調されておりますけれども、これは判例法理との関係では私はかなり強化されたのではないかと思っておりますが、なぜ、判例では主としてという言葉を使っておったんですけれども、今回、条文案では「専ら」というふうになったのか、お答えい

ただきたいと思えます。

○小出政府参考人 お答えいたします。

「専ら」の要件についてでございますけれども、御指摘のとおり、主として経済界からは、その要件をもう少し緩和すべきであるとして、専らにかえて、主としてなどとすべきである、そういった御指摘もございました。

もつとも、株主提案権の重要性に鑑みれば、拒絶事由の要件を緩めることについては慎重に考えるべきであり、また、第一次的には会社において要件該当性の判断をすることになりますので、要件の内容はできる限り明確なものとする必要があります。その点、主としてという要件ではその内容がやや不明確であつて、運用によつては株主提案権の行使が不当に制限されるおそれがございます。

そこで、改正法案におきましては、株主提案権の重要性や要件の明確性の観点から、「専ら」という厳格かつ限定的な要件を採用したものでございます。

したがいまして、「専ら」の意義につきまして、例えば、他の正当な目的が併存しているような場合にはこの要件には該当しないということになるものと考えられます。

○濱地委員 ありがとうございます。「専ら」という趣旨について、ちょっと確認させていただきます。

次に、その後段にあります「又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的」の場合もこれは排除される場合があるわけですが、この「不正な利益」というのが、私にとっては非常にわかりにくいところでございます。

例えば、ある株主が、この会社と大きな取引をすべきだと。実はその相手方の会社は私が株主であるから、私の持っているまた別の会社の株価が上がるからというふうにしてほしいというような提案は、果たしてこれは不正な利益と言えるのかどうか。やはり、自己の経済的利益を求める株主としては不正ではないというふうに思っています。

すが、そうすると、不正な利益を図る目的というのはどういう場合を具体的に言うのか、御答弁をいただきたいと思います。

○小出政府参考人 お答えいたします。

ここで言います不正な利益につきましては、株主たる資格とは関係のない純個人的な利益を図る目的で株主提案権を行使する場合を想定しております。具体的に、第三者から株主提案権を行使することの対価として金銭を受領する目的などが考えられるところでございます。

○濱地委員 今、不正な利益ということ、純個人的なといったような一つの判断基準も示されたであろうと思っておりますので、せっかくここは判例法理以上に明確化をして厳格化したということであるのであれば、やはりいろいろな疑義が生じないように、しっかりと説明をこれからもしていただきたいと思います。

もう一つ、制限できる不当目的としまして、「当該議案の提出により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがある」と認められる場合、「株主総会の適切な運営が著しく妨げられ」という、「著しく」という文言は、中間試案では、「株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき」というふうに当初は検討されていたようでございます。しかし、この「著しく」という文言が「株主総会の適切な運営」の方に前倒しされましたけれども、これはどういった趣旨でそのように、この「著しく」の位置が「株主総会の適切な運営」に係るようになったのか、御説明をいただきたいと思えます。

○小出政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、法制審議会の会社法制部会の中間試案におきましては、「株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき」に株主提案を拒絶することができるとすることが提案されていただいております。

この点につきましては、株主総会の適切な運営が妨げられるか否かの要件の方が、株主の共同の利益が害されるか否かの要件よりも客観的な判断になじむといった意見や、株主総会の適切な運営が妨げられるか否かの要件に限定を加えた方が株式会社による恣意的な解釈の余地は狭くなるといった意見、さらには、株主提案によって株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとまで言えない場合であっても、株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、その結果として株主の共同の利益が害されるおそれがあるときは株式会社は当該提案を拒絶することができるものとして差し支えないといった意見が述べられまして、これらの点につきましてコンセンサスを得られたことから、改正法案の三百四十二条第三号においては、先ほど言ったとおり、株主提案により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合に株主提案を拒絶することができることとしたものでございます。

○濱地委員 ありがとうございます。
では、またすぐ次の質問に行きたいと思えます。
三百五十二条の議案要領通知請求権の数の制限のところでございますが、これは第四項の「十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない」ということで、この「適用しない」の意味は、株主が十以上議案を通知要求はしてはいけないということではなくて、十以上提案があった場合に会社の方で拒絶できるというふうな意味だということに私は説明を受けております。それを前提としますと、株主は、仮に十を超える数についても一応通知はすることができるわけでございます。これを会社で、例えば十以内に、会社の判断でこれを選んでいくことになるわけでございます。そうなりますと、株主が、本来これは非常に重要な議案の通知権だったと思っているのに、会社によってこれを不当に拒絶されたんだというふうな株主もあらわれようかと思えます。

その場合の株主は、実際にどういう救済方法で不服申立て等ができるのか、それについて確認をしたいと思えます。
○小出政府参考人 お答えいたします。
株主は、株式会社の議案要領通知に関する判断に不服がある場合には、この議案の要領を株主総会の招集の通知に記載することを求め、又は、株主総会における決議若しくは株主総会の開催を禁止することを求める仮処分申立てをすることが考えられます。また、株式会社に対して損害賠償の請求をすることも考えられるところでございます。

○濱地委員 そうですね。
今、仮処分というものがございました。仮処分も非常に急ぐ手続なわけで、この議案要領通知請求権は、株主総会が行われる八週間前に、会社、こういう議案を扱ってほしいというふうな通知をされます。実際には、今回電子提供措置が行われれば三週間前、紙のままであれば約二週間前に、自分が提案した議案が載っていないということで、初めて恐らく株主はここで気づくわけでございますが、そうすると、仮処分を申し立てて自分の権利救済をしてももうためには三週間か二週間しかないわけでございます。非常に短い期間だと思えますけれども、実際に株主が救済をされる場合には、更にもっと早い段階で、あなたの議案要領通知は今拒絶されましたということを伝えるべきだと思えますが、それについて法務省はどのようにお考えでしょうか。

○小出政府参考人 お答えいたします。
自分の提案が拒絶されたことを株主が事前に知る必要があるのではないかと御質問だと受けとめました。まず、株主が提案することができ、議案の数の制限につきましては、議案の数の取扱いは客観的に判断できるものでございまして、提案株主が提案した議案の数が提案することができ、議案の数の上限を超えているとして一部の提案を拒絶する場合であっても、株主に対してその

判断を会社の方から事前に通知する義務を負わせることはしていません。

また、不当な目的等による議案の制限につきましても、株式会社は、株主が不当な目的等で株主提案をしているとしてこれを拒絶する場合に、株主に対してその判断を通知する義務を負わせることはしていません。

これは、不当な目的等による議案の制限につきましても、株主提案権の行使が権利の濫用に該当するであろう典型的な場合を明文化したものであり、現行法におきましても、株式会社が、株主提案権の行使が権利の濫用に該当するものとして株主提案を拒絶する場合に、株主に対してその判断を通知する義務を負っていないことなどを踏まえたものでございます。

ただ、株式会社が、提案株主から問合せがあったような場合に、任意にその判断を通知するなどして、株主提案に仮処分の手続をとるか否かを判断する機会を与えるということは可能であろうと考えております。

○濱地委員 あと一分しかございませんので、かなりこれはテーマが大きいので、もう一回、対政府質疑がございまして、そのときにまた大臣にさまざまお聞きをしたいと思っております。細かい条文を聞きましたが、やはり新しい法律でございまして、しっかりとコメント等々に、参事になればという思いで聞いていますので、聞いている皆さんはかなり細かかったかと思えますが、次回も細かくやりたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございます。

○松島委員長 次に、落合貴之さん。

○落合委員 立憲民主党の落合貴之でございます。本日は、会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について質問をさせていただきます。この会社法、いろいろと調べてみますと、会社

法ができたこと自体はそんなに古くはないということ、会社法をつくる検討が始まったのが二〇〇二年の二月でございます。前年の二〇〇一年の四月に小泉内閣が始まりまして、ブレインの竹中平蔵大臣のもとで数々の経済分野の改革が行われてきた。検討が二〇〇二年の年明けから始まって、二〇〇五年二月に答申が出されて、その年にこの法律が成立したわけでございます。

最近、特に第二次安倍内閣のもとでは、コーポレートガバナンス改革というのが成長戦略の中の柱にも入りまして、金融庁や経済産業省なども提言が行われてまいりました。そして、ことしに入って閣議決定された成長戦略実行計画においても、グローバルスタンダードに沿って、コーポレートガバナンスのさらなる強化が求められるというふうになされて、同じ日に閣議決定された成長戦略フォローアップにおきまして、具体的な施策も書かれているわけでございます。

会社法でコーポレートガバナンスを適正にするために規定をするということ自体は重要であると思えます。しかし、どういうルールをつくるか、これは、日本全体の企業、株式会社の行動を縛るわけですので、日本経済全体のお金の流れにも影響を与えるわけでございます。

私がこれは大丈夫かなというのは、グローバルスタンダードに沿ってということが事あるごとに枕言葉として入っていることです。

例えば、後で詳しく取り上げますけれども、社外取締役の義務化にしましても、グローバルスタンダードに沿ってとか国際的な信認のためにといっても、法律で義務化しているというのはアメリカだけなわけで、ヨーロッパでは義務化はしていません。いろいろと、グローバルスタンダードに合わせてというふうな言っているんですけども、グローバルに、国際的に見れば、各国、コーポレートガバナンスのあり方というのは多種多様で、憲法と同じように、その国の歴史とかにのっとって特徴があるわけでございます。

グローバルスタンダードに沿って変えるのであ

れば、これは国益にかなうもの、国民のためになるもの、そのためにはなものでなければ政府がやる意味がないわけです。きょうは、その観点から質問をさせていただきます。

まず、前回の委員会の質疑で通告はしていたんですが聞けなかった点なんです、大臣は、会社、特に株式会社というのは誰のものであるというふうにお考えでしょうか。

○森国務大臣 落合委員にお答えいたします。

一般に、株式会社は、資本の出資者である株主が所有するものであると理解されていると承知しております。

○落合委員 これは一般に、教科書的に言えば、株式会社というのは株主のものであるということでございます。

しかし、大臣、私は本会議の質問でも取り上げさせていただいたんですが、やはり、いろいろな株式会社を取り巻くステークホルダー、このバランスが崩れているから、この今の日本の経済もうまく回っていないのではないかとこのことを申し上げさせていただきます。

私も、学校を卒業した後に、金融機関に就職をしました。そのときに、会社というのは従業員とお客様と株主のものである、そのバランスを忘れてはいけないということをおわったわけでございます。

歴史を振り返ってみても、一番有名なのは近江商人、売り手よし、買い手よし、世間よし、三方よしということが言われて、戦前もそういう商売が行われてきて、この日本の社会が成り立ってきた。これは、株式会社は教科書的には株主のものであるといっても、偏った政策が行われることで、この日本が今までうまくバランスがとれて、うまくお金が回ってきたのが、どんどんどんどん崩れていってしまっている。

これは本会議でも取り上げましたが、株主のものだということを強調し過ぎた結果、この二十一年間で日本経済というのは、売上げは上がっていない、従業員給与は上がっていない、設備投資は上

がっていない。これは、法人企業統計、財務省が数字を出しています。私の計算が間違っていないかどうか、ほかの第三者のところに確かめ算をしてみたいまして、やはり二十一年間ではぼろ上がっていないことは確かでございます。でも、経常利益はなぜか上がっているんですね。要は、コストカット、経費を削減して、従業員のお給料も余り上げないようになして、設備投資も節約して、利益は上げて、配当金は六・二倍になっている。

問題だと思っはそれだけではないんです。法人税の税収もどんどん取れなくなっている。配当金はふえているのに、国にもお金が入ってこない、国民にもお金が入ってこない。これを解決しなければアベノミクスはうまくいかない。

この状況であるのに、また今回、会社法改正で、会社は株主のもので、だから株主にどんどんもと還元していくんです、これは国益にかなっているんですか。しかも、今やるべきことなのか。これは、この国をめちゃくちゃにしちゃうかもしれない大変な法案を今このタイミングで出しているって私は考えています。これは、変な方向に向かっているのにエンジンを吹かすわけですから、大変危険なものであると思います。

今回、これを機に、会社法についていろいろな専門家の意見を聞いてきました。それから、専門家の文書も読んでみました。二〇〇〇年代初めに会社法が成立した。アメリカの要求で会社法はできたとはっきり言っている、結構権威があるそういう専門家もいるわけです。

この方はいろいろアメリカの会計にも詳しくて、一九六〇年、アメリカでは、最高経営責任者、CEOと労働者、平均的な給与の比率というのは二十五倍でした、でも、今は三百五十倍以上になっている、これが米国でも問題になっているということをしつかりと問うています。

それで、米国でも問題になっているのに、なぜここからまた米国の問題になっている部分をまねして、日本に取り入れましょう、それが日本のためになるんですということをやっている、これは

全く私は正しいことだとは思いません。

二〇一四年に伊藤レポートを経産省のもとで出されました。これはコーポレートガバナンスの分野で大旋風を起したと一定の人からは評価されているんですけども、ここではしっかりと打ち出したのは、自己資本利益率、ROEを八%にします、日本の企業はROEが低いのでそれを高めます、成長戦略にはつきりとい入れますということをこの伊藤レポートが出しました。

ROE重視というのは、純利益を資本で割るわけですから、そうすると、先ほど申し上げたように、利益は上がるけれども、利益以外の分野は下がる、配当金は上げやすくなるということをも更に進めますということをもこの経産省の伊藤レポートは出して、これをもとにコーポレートガバナンス改革が進んでいるわけでございます。

大臣、この路線に乗って法務省が会社法改正を進めていったら、日本社会、日本経済はおかしくなっちゃうんじゃないですか。大臣、どうでしょう。

○森国務大臣 委員御指摘のとおり、株式会社に株主以外にも、従業員、顧客、取引先等の多様なステークホルダーが存在すると認識をしております。

一般に、コーポレートガバナンスとは、会社の業務を執行する役員が、株主その他利害関係人の立場を踏まえた上で、透明、公正かつ迅速果敢な意思決定を行うための仕組みを意味しまして、そのような意思決定を実質的に担保することができるとする仕組みがコーポレートガバナンスのあるべき姿であると思っております。

このようなコーポレートガバナンスの意義及びあるべき姿に関する考え方は、我が国にも当てはまるものと考えております。

○落合委員 答弁が、多分、教科書に書いてあることほとんど変わらないんですよ。

ただ、政治家は、今の時代に合わせて、教科書に書いてあることはこうだけれども、この時代の、この国の、この状況では具体的にこうい

とをやるという施策を打っているわけです。

コーポレートガバナンス改革は必要なんですけれども、今の状況に合わない改革をしていませんか。特に、今、日本経済の流れが余りうまく好転していない、そういう中で、株主の方には資金が行っている。それなのに、悪いところを直さないで、よりそっち側に資金が流れるようにしたら、社会がおかしくなっちゃうんじゃないですかということを伺っているわけです。いかがですか、大臣。

○森国務大臣 委員のような御意見を含む多様な御意見があることは承知しておりますが、先ほどのコーポレートガバナンスの意義及びあるべき姿をもとに、諸外国の例も参考にしながら、我が国の現状を踏まえた形が多角的に検討をされてきたものと思っております。

○落合委員 例えば、本会議の答弁で大臣は、企業価値が上がればお給料が上がるから、経済がうまくいくんだというように答弁されているわけですね。これは教科書的にはそうなんです、私も勉強したときにそう書いてあったんですけども、実際に企業価値が上がったことでお給料は上がっていないんですけれども、大臣、どうですか。

○森国務大臣 株式会社には、持続的に成長し、中長期的にその企業価値を向上させることが期待されておりまして、一般論として申し上げますれば、企業価値を向上させることなく従業員の待遇のみを向上させることは非常に困難であると考えます。

ですので、会社が持続的に成長し、中長期的に企業価値を向上させることは、従業員の待遇を向上させるために必要な前提となると考えております。

○落合委員 企業価値の向上は重要です。だから、そのための政策は打っていく必要があります。

ただ、その企業価値の向上した結果、上がった利益の配分の仕方に今問題があるから、内部留保

ら、経営陣から独立した立場で経営を監督することにより、このような弊害が生ずることを予防するメカニズムとして社外取締役の設置を義務づける必要があるものと考えております。

また、上場会社等について社外取締役の設置を法律で義務づけることは、上場会社等については社外取締役による監督が保証されているというメッセージを内外に発信し、資本市場が信頼され

る環境を整備し、その信頼性を高めるという意義があるものと考えております。

そのような観点から、本改正案では、社外取締

役の設置を上場会社等について義務づけるものとしたものでございます。

○落合委員　先進国全部が社外取締役を義務化しているわけではないですし、法律で義務化してい

上がるんですかね。どうですか。

○森国務大臣 例えば、義務づけをしますと、社外取締役について、一定の者が選任されたときに、その者が不適任であるというような御意見が

来たときに、その社外取締役を選任しないという
選沢肢をとるだけではなく、新しい社外取締役に
選任しなければならぬこととなるわけでござい

ますので、そういう意味では、内外に対して先ほどのようなメッセージを発信することができると思っております。

○落合委員 よくわからないんですけども、企業を的確に監視する、適正に監視する仕組みをつ

くることが一番重要なのであって、形だけやれば
 コーポレートガバナンスが適正になる、言ってい
 ることの意味がわかりません。

ドイツにしても、イギリスにしても、フランスにしても、アメリカにしても、それぞれの歴史にのっとって、そもそも、冒頭申し上げた、会社は誰のものかとか、そういう歴史があるわけですよね。取締役が強い国もあるし、株主が強い国もある

るし、だから、社外取締役は義務化しようとか、別のものをつくっていいこうとか、そういうふうに進進国でもそれぞれ形があるのに、何か一番わか

りやすいような、社外取締役をとりあえず設置するのが適正なコーポレートガバナンス改革になる、言っていることの意味がよくわかりません。本会議でも申し上げましたが、東芝や関電は、義務化する前に、しっかりと、いわゆるグローバルスタンダードに合わせてコーポレートガバナンス改革をやってきました。それでも大きな不祥事が起きました。不祥事が起きた方が、日本の会社ってだめだなと、国際的な信頼がなくなるんじゃないでしょうか。しかも、こんなでかい大企業がこういう不祥事を起こしているわけですから。

無理やり社外取締役をふやしてきたこの数年間の結果、実際には問題が起きているわけです。これも専門家が多数指摘しているので、大臣も御認識されていると思います。

まず、日本は、社外取締役を同じ人が複数の会社を幾つも幾つも兼務していて、これでちゃんとチェックできるの、兼務比率が多過ぎるんじゃないのというふうにもう専門家が指摘しているわけですよ。

それから、官僚の実質的な天下りとなっているケースが多い。しかも、元官僚の人たちの方が、平均で百万円、報酬が高いそうです。計算した専門家がいらっしやいました。

それから、ファンドとか外資系企業から派遣される外国人の社外取締役の比率がどんどんどんどんふえています。日本にそもそも社外取締役にないような人材がいらないのに社外取締役にふやしたから、実際には全然コーポレートガバナンスが強化されない、そういう実態になっているわけですよ。

社外取締役の設置というの、大きいファンドですとか株主からの要求なんじゃないですかね。それで、社外取締役がどんどんどんどん経営に影響を与えていく、会社がどんどんより株主のものになっていく、こういうコーポレートガバナンスを行っているわけですよ。

やはり、日本の歴史とか現状に合っていない制度

度をちよつとずつ取り入れるんじゃないくて、いきなりばんとやる、そして問題が出る、これに対して手当てを与えない、これは私は保守政治の行うことではないと思います。現状をしっかりと認識した上で弱いところを補充していく、こういうような、最初に結論ありきではなくて、現状から結論を出していくような会社法改正を行っていくのであれば、私は日本のコーポレートガバナンスはうまくいかなければと思います。それを伝えさせていただきます。

次は、外国人株主についてです。先ほどから国際的な信頼というようなこと、いろいろな書類にも載っているわけですが、外国人株主の比率の推移についてどのように把握されているかと、それから、それに対する御見解を伺えればと思います。

○森岡務大臣 外国人株主についてお尋ねがございました。

上場会社における外国法人等の株式保有比率は、二〇一八年度において二九・一％となっております。過去六年間で見れば約三〇％前後で推移しておりますが、委員御指摘のとおり、中長期的に見れば増加傾向にあると承知をしております。これについて、改正法案は、株主に対して早期に株主総会資料を提供し、議案等の検討期間を十分に確保するために、株主総会資料の電子提供制度を創設すること、我が国の資本市場が全体として信頼される環境を整備するために、上場会社等に社外取締役を置くことを義務づけること等をその内容としており、コーポレートガバナンスの向上を図るための基盤を整備するものであります。

このような内容の改正法案には、外国人株主を含む投資家からの我が国の資本市場に対する信頼性を高め、我が国の資本市場への投資を促進するものとしても大きな意義があると考えております。

○落合委員 六年前から横ばいですが、それはなぜかという点、ちよつと六年前から日銀がETFを買うようになりました。日銀が確実に買ってくれ

るので、外国人が株を売り越し、五年前ぐらいから売り越しに転じています。

コーポレートガバナンス改革が我が国で始まった二十年前からと比べると、二十年前は恐らく一七パーセントぐらいが外国の株主の比率だと思えます。そこから比べると、五、六年前までに一気に一・五倍に、十五年前で引き上がった、平均、年間一割ずつ外国人の比率がふえていったということでございます。

自分の国に資金がない国というのは、どんどん海外から、今、東南アジアの国とかでもやっていますけれども、投資してくださいと言っているわけですが、二十年前はともかく、今は国内で金余りなんです。それなのに、何でとも外国人投資家のためにとやる必要があるのか、そこになぜ力を入れる必要があるのか、私は全くわからないわけです。

これも二十年前の改革だったらまだ理解はできなくもないんですけども、そのころは、金融機関が不良債権問題で滞っていて、お金が回らなかったです。今、金融機関の不良債権比率も低くて、ファンドもちゃんとあつて、政府系ファンドまでつくって、でも投資先がないというのに、何で外国人投資家をどんどん入れていくためのこの会社法改正をするのか、私は全くわかりません。

時間がなくて、きょうは経済産業省中原審議官にいらしていただいています。本日は、この局は経済産業局なので新原局長というふうにお願ひしたんですけども、ちよつと忙しいというところで、中原審議官にお越しいただきました。

ちよつと時間がないので一問なんですけれども、MアンドA自体は私は大変意義があるものだと思うんですが、MアンドA自体も、海外を見て短期で会社を売らねえと売られちゃうわけですよ。投資自体も短期になってきて問題があるのに、事業を売り払うのも短期でほとんど事業自体が売買されているような、こういういわゆるグローバルスタンダードの中に日本の企業を放り込

んでいいんですかね。これも、私、二十年前の改革だったらまだいいかもしれないけれども、もう時代が変わっちゃっていると思うんですが。この分野の旗振り役を経産省はしてきたわけですか。どうですか。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。第四次産業革命による急速な変化が進展している中で、MアンドAによりまして新たな経営資源を機動的に取り込んでいくということは、企業の成長にとって極めて有効な手段ではないかというふうに考えております。

今般の会社法改正案に盛り込まれております株式交付制度が対象としております自社株式を対価としますMAといいますのは、企業が多額の金銭の流出を伴わずに大型の買収を実施することが可能となるといったメリットがあるというふうに考えております。

このため、この制度におきましては、例えば、手元資金に余裕がない、株式市場で将来性が評価されている新興企業が他の企業を買収しようとする場合ですとか、銀行の借入れでの資金調達に制約があるというふうな大型買収をしようとする場合においても利用されるということが想定されるというふうに思っております。

いづれにしても、各日本企業の皆様、イノベーションのためにこれらの措置を十分に活用しまして、そうした事業再編の促進を通じて、中長期的な企業価値の向上というものを図るようにならねえというふうにご検討をお願いします。

○落合委員 もう時間が来ましたが、それも教科書的な答弁で、もう時代は変わってきていると思います。教科書を書いた人なんて、はるか昔の人ですからね。我々は、今の現状を見なければなら

ないと思います。最後、一言だけ追加しますが、私は、当選以来ずっと原発の問題にかかわってきました。今回の会社補償、この訴訟の補償ですね、それから株主提案権の制限、これは電力会社の怠慢で事故が起

きて、訴訟とか株主提案が行われてきて、ただでさえガバナンスが電力会社はぐだぐだである、その電力会社が喜ぶようなこういう改正を行うのは、私は、これも、コーポレートガバナンスを考えた上で、弱体化政策を今回出していると思います。

私は、国民のためになる会社法改正をやるべきだと思いますので、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○松島委員長 次に、松平浩一さん。

○松平委員 どうもお疲れさまです。立憲民主党の松平浩一です。どうぞよろしくお願いします。きょうは、株式交付制度、これにちよつと焦点を絞らせていただいて、質問させていただきたいと思っています。

今回の株式交付制度、実務上の観点からいうと、私は、ようやくできたのかなという印象です。やはり、今まで株式交換を使えなかったときに、これは現物出資しかなかったんですね。買取しようとする会社が第三者割当てして、買おうとする会社の株主からその株を現物出資してもらうという方法だったので、これは、検査役の選任と調査というものがあつて、本当に大変だと。時間もかかるし、面倒だしということで、そういう意味でいうと、実務上の観点からは非常に入つてよかったのかなというふうに思っています。

ただ、こちら、ちよつとよくわからない点がありますので、前提としてお聞きしたいんですけども、この株式交付、よく見ると、株式交付の計画の作成というものがあつたということで、組織再編行為なのかなと思つて、しかし、よく聞くと、買われる会社の株主と親会社になる会社との間の譲渡契約だというふうにも言われています。ということで、これは法的な整理をちよつとしていたきたいなと。何が組織再編行為で、何が組織的な行為じゃないのかなと。どの場面が取引行為なのかなと。どう理解すればいいのかなという点、ちよつとお尋ねさせていただきます。

○小出政府参考人 お答えいたします。

株式交付につきましては、委員御指摘の組織再編行為と取引行為、二つの性質をあわせ含むものというふう整理されております。

株式交付の制度は、株式交付親会社と株式交付子会社との間に親子会社関係を創設するために、株式交付子会社の株式を取得する対価として株式交付親会社の株式を交付することを認めるものでございまして、現行法上、既に存在している株式交換の制度と類似しております。

このため、御指摘ございましたけれども、株式交付においても、株式交付親会社は、株式交付計画を作成し、その計画について、原則として株主総会の決議による承認を受けなければならず、株式交付子会社の株式の譲渡しに対して金銭を交付する一定の場合には債権者異議手続をとらなければならないなど、子会社化とその対価としての株式の交付という組織的な行為が会社法に基き生じる点で、株式交換と同様に、組織再編行為としての性質を有するというふうに考えております。

また、具体的には、株式交付親会社は、組織再編行為としての性質を有する株式交付の効力として、効力発生日に、株式交付子会社の株式の譲渡し人から給付を受けた当該株式を譲り受け、当該株式を給付した譲渡し人は、株式交付の対価についての定めに従い、株式交付親会社の株式の株主となるものでございます。

他方で、株式交付親会社は、株式交付子会社の株式を当該株式を有する者の譲渡しの申込みに基づいて譲り受けることとしておりまして、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み、また、譲り渡すべき株式交付子会社の株式の割当て、それから、株式交付子会社の株式の給付がされます。

これらの行為は、株式交付子会社の株式の有償の譲渡又は現物出資と異ならないので、実質は、取引行為としての性質を有するものと考えております。

○松平委員 詳細な説明ありがとうございます。

もう一点、はつきりさせたい点があります。株式交付、定義を見ると、株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け云々という形で、その子会社とするためというふうにあります。これは、例えば、ちよつと考えたときに、買収の際に三分の二の持ち株比率まで上げたことというのは結構あると思うんです。例えば、ある会社を六七％の所有割合にしたいということ、子会社とするためということであれば、四九％の株を既に持っている会社については、今回、株式交付できて、六七％にできると。しかし、五一％の株を既に持っている会社についてはこれは使えないということなんです。四九パー持っている会社については使えて、五一パーは使えないとなつたら、たった二％の差で使えたりする場合、使えなかつたりする場合というのが出てくるんですか。

○小出政府参考人 お答えいたします。

株式交付は、株式交付親会社と株式交付子会社との間に親子会社関係が新たに創設されるということに着目いたしまして、株式交換その他の組織法上の行為と同様に、現物出資に関する規制を適用することなく、親子会社関係を円滑に創設することができるようになる制度でございます。

したがしまして、今回の改正法案は、株式交付親会社が株式交付により株式交付子会社を新たに子会社としようとする場合に限って株式交付することができるとしてあります。

委員御指摘のように、株式会社が既に総株主の議決権の過半数を有している子会社の株式を買い増すとき、新たに買い増すときにつきましては、それは株式交換その他の組織法上の行為と同視することは困難でございますし、例えば七〇％から七五％まで買い増す場合、あるいは五％から一〇％まで買い増す場合という間には本質的な違いはないと考えられます。

このような場合についてまで、新たな親子会社関係が創設される場合でない場合についてまでこの株式交付を認めることについては、必要性に乏

しいという点と、現物出資に関する規制を設けた趣旨との関係で慎重に検討すべきであらうというふうに考えております。

○松平委員 どこかで線を引かなきゃならないので、新たにいうところで線を引いたということ、理解させていただきました。

さて、この株式交付、産業競争力強化法、産競法、こちらにおいても、株対価買収のスキームを利用しやすくすること、会社法の特例の措置というものが設けられています。

そこで、産競法の株対価買収の特例措置と今回設けられる株式交付との違い、これについてちよつと、わかりやすく簡単に説明していただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○松島委員長 小出局長、わかりやすく簡単にお願いします。

○小出政府参考人 御指摘の、産業競争力強化法による会社法の特例を利用して自社株式を対価として買取する場合、それと今回の株式交付制度の主な違いとして、まず一つには、主務大臣の認定の要否が挙げられます。

産業競争力強化法による会社法の特例を利用するためには、事業再編計画、また、特別事業再編計画について主務大臣の認定を受けなければならぬとされていることと承知しております。これに對しまして、会社法においては、株式交付をするためにそのような認定を受ける必要はございません。

また、債権者異議手続の要否にも違いがございます。すなわち、産業競争力強化法による会社法の特例においては、債権者異議手続をとることは要しないと承知しております。これに對しまして、株式交付制度においては、株式交付子会社の株式等の譲渡しに對して金銭を交付する一定の場合には、株式交付親会社において財産の流出が生じ、債権者が害されるおそれがあるために、株式交付親会社は債権者異議手続をとらなければならぬこととしております。

そのほかにも、産業競争力強化法による会社法

の特例は、先ほど御質問もございましたけれども、既存の子会社を対象会社としてその株式を買い増す場合にあっては利用することができるとか、外国会社を対象会社とすることができるとか、そういった点について違いがございます。

○松平委員 簡単に大きな点を言ううと、やはり主務大臣の認定、それが今回要らなくなったというのがでかいのかなというふうに思っています。

今までのこの産競法上の会社法特例の制度、これは平成二十三年に導入されています。ただ、これは導入されてからしばらく、残念ながら、この利用実績はゼロだったというふうに聞いているんです。

その理由としては、二つほど理由があつて、対象会社の株主に株式の譲渡益課税が生じてしまうということなんです。株をもらうだけなので、現金収入はない、にもかかわらず、別途納税資金を用意する必要があるということで、なかなかこれは使い勝手が悪いのかなというふうにも言われていましたし、あと、仮にそれで納税資金を確保するためにもう株式を市場に売却するということが株価の下落リスクが生じるというデメリットも指摘されていたところなんです。

というわけで、こういったこの二つのことを踏まえて、去年の七月から、租税特別措置法で、この株主の譲渡益課税、これを繰り延べられる制度が導入されています。これによって今のデメリットがなくなるということで、これは産競法上の会社法の特例、株対価買取の制度が利用しやすいものとなったと思われるんですけれども、どうでしょう、現状、件数はいかがでしょうか。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。

先生から御指摘をいただきましたとおり、去年の七月に施行されました産業競争力強化法におきまして、計画認定を前提に、その株式を対価とするMAを行う際に、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる特例措置というのが創設されたところでございます。

省としましてもこれまで一生懸命その広報に努めてはまいったところではございますけれども、これまでの利用実績はないということでござい

ます。本特例措置の利用につきましては、事業者の皆様から数多くのお問合せ、御照会をいただいているということ自体は事実でございます。しかしながら、こうしたMアンドAの機密情報というのを社外に持ち出すこと自体に抵抗があるのだろつか、あるいは、計画の認定を前提としておりまして、その認定に際しまして所管省庁で数カ月の事前相談とか、あるいはそうしたことに向けての審査というものが行われますために、MアンドAのスピード感に合わないというふうな、こういう要因が重なりまして申請までには至らないというふうな御意見を頂戴しているところでございます。

○松平委員 ありがとうございます。残念ながらゼロだと。やはり、認定を前提としているのでそれが厳しくて、相談などをしてい

るスピード感が合わないということでした。やはりそうなんです。そこで、今回、一般的な株式交付という形で認定を不要として制度ができた。やはりここに譲渡益の課税の繰延べをしてもらいたいなというふうに思うんですけれども。じゃ、この株式交付の制度ができるに当たっての譲渡益課税の繰延べの措置は、現状はこれはどうなっていますでしょうか。

○中原政府参考人 自社株式を対価とするMアンドAにつきましては、欧米主要国では特に大規模なMAの場合に積極的に活用されてきましたけれども、日本では活用されてこなかったと承知しております。

第四次産業革命による急激な変化が進む中、日本企業が自社株式を対価とするMアンドAによりまして新たな経営資源を機動的に取り込むということは、企業の成長にとって有効であるというふうに考えております。

アンドAに関しまして、対象会社株主の譲渡益等に対する課税の繰延べ措置を税法の本則に措置することにつきまして、新規の税制改正要望として提出をさせていただいているところでござい

ます。株式交付制度の創設に合わせた要望の実現に向けてまして、当省としては最大限の努力をまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員 税制改正要望に組んでいらつしやるということですか。

せっかく、井上財務政務官、お越しいただいてますので、ちょっとこの点、質問させていただきたいんですけれども。繰り返しますけれども、この株式交付制度、今までの産業競争力強化法上の計画認定を必要としない制度ということで、ただ、やはり譲渡益課税の繰延べ措置、これが認められないと、せっかくこの制度をつくったのに使われないという懸念があるんです。そういう意味で、私は、やはり制度をせつかくつったので使われるようにする、そういう必要性があると思っています。

それから、株式交換の場合、課税の繰延べ、これが認められていると思うんです。したがって、株式交換は認められているので、やはりこっちも認められてもいいんじゃないかという、その平仄を合わせる、そういう意味でも許容性もあるんじゃないかというふうに思っています。

そういう意味で、ぜひともこの課税の繰延べ、認めていただきたいな、あつてもいいんじゃないかなと思つています。ちょっと御所見をお伺いしたいなと思つています。

○井上大臣政務官 今の現段階で、結論から言わせていただくと、今、経済産業省からも御要望いただいておりますし、この法改正の御議論の状況もございまして、それから税制改正のプロセスの真つただ中でもございまして、もう検討させていただくとしたか、最終的な結論は言えないですが、そういう状況下の中で、現段階での原則の考え方と、それと今の方向性について少しお話をさ

せていただければというふうに思います。

現段階で、法人の有する資産をほかに移転する場合には、所得の計算上、移転資産の時価取引として譲渡損益を計上することが原則になってい

ます。他方で、企業が取り巻く経済環境の変化に応じて組織変更を行っていくことは、今、先ほど言われていましたとおり、活発な組織編成を行っていくことは企業の活力の維持のためにも必要だ

し、それから税制においても、組織編成の前後でこの経済実態に実質的な変化がない場合や、強制的な株式の譲渡である場合は、例外的に課税の繰延べを認める組織再編税制を設けているというのが今の現状であります。

そういう状況下の中で、株式交換は、単なる資産の移転ではなくて、強制的な株式の移転であり、株式の投資が存続すると考えられることから、課税の繰延べを現段階で認めています。株式を対価とする公開買い付けによって買収に応じる場合は、任意の株式の移転であるため、譲渡益には課税されることが原則というのが財務省の根本的な今の考え方でありまして。

ただし、大規模かつ迅速な事業再編による著しい生産性の向上を促す観点から、今、先ほど経済産業省から答弁がありましたとおり、平成三十年度の改正において、租税特別措置として、特定の事業者再編につき、自社株式を対価とする買収については、一定の要件のもと、株式譲渡に応じた株式の譲渡益課税を繰り延べる措置を講じている。要は、買収によって生産性が向上し、それをその所管する経済産業大臣が認めたという場合はいいですよということのこの平成三十年からやらせていただいたということでもあります。

う考え方も片方ではありません。

今、先ほど結論を述べさせていただきましたけれども、そういう状況の中で与党議論、そして今御質問がありました御意見を参考にしながら、今税制改正のプロセスの検討中でもありますので、十分検討させていただいて結論を導き出したというふうに思っています。

以上です。

○松平委員 どうもありがとうございます。

冒頭の質問で、今回の法的性質、組織再編類似の行為だという話もありましたので、ぜひ積極的に御検討いただければというふうに思っています。それから、これはもう質問ではないんですが、せっかく政務官がいらっしゃるので、もう一つ要望として。

課税の繰延べに関して、株式交換のときもそうなんですけれども、株以外にも、現金も交付するという場合もあると思うんです。そういった場合も、今は非適格にしていると思うんですけども、ぜひこちらも適格として課税の繰延べができるような形にしていだきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願います。お忙しいでしょうから、財務政務官、こちらで大丈夫ですよ。

○松島委員長 では、井上財務政務官、お疲れさまでした。

○松平委員 それから、次の質問へ行きます。

産競法による会社法の特例では外国法人も子会社とすることができ、そういうスキームも可能だということなんですけれども、これをちょっと端的に、一言でお伺いしたいんですが、今回の会社法改正による株式交付は、外国法人を子会社とすること、これはできるんでしょうか。

○小出政府参考人 お答えいたします。

改正法案は、株式交付により子会社とすることができ、法人は我が国の株式会社に限っております。外国会社を子会社とすることはできないこととしております。

○松平委員 こちらは、なぜできないようにして

いるんですか。

○小出政府参考人 株式交付につきましては、その手続を進めて効力発生日が到来した後に株式交付の要件を満たさないとということとなるなど、仮にそうなった場合には、多数の利害関係人に大きな影響が生じるために、法的安定性を確保する観点から、株式交付に関する規律の適用範囲を明確にする必要性が高いと考えておりまして、株式交付をする前に客観的かつ形式的な基準によってその有効性を判断することができるようになる必要があるものと考えられます。

しかしながら、外国会社が我が国の株式会社と同種であるかどうかについての判断は、その設立準拠法の内容に基づきまして、当該外国会社の類型ごとに行わざるを得ないということでございます。

このように、外国会社の場合にはさまざまな類型があるものと考えられ、その類型ごとに法的性質を適切に評価することは多大な困難が伴うものと考えられます。そのため、私人間の取引であります株式交付において、客観的かつ形式的な基準により、事前に当該外国会社が株式会社と同種の会社と言えるか否かを判断することは容易でないと考えられたところでございます。

○松平委員 今の局長の答弁、これは中間試案で会社法上の株式会社及びこれと同種の外国会社はできるとされていた、それを前提としてお話しされていたのかなというふうに思うんですけども、私としては、これはやはり認めていただきたいなというふうに思っています。外国会社もできるように。

やはり海外への投資というのが、これを認めることで格段に行いやすくなると思うんです。海外の会社を子会社化しやすくなる。これからの日本は、やはり少子化が進んでいきますので、マーケットを海外に求めなきゃいけない。会社を買収することというのは、やはり時間を買うというふうに言われています。結局のところ、先ほどおっしゃられたように、

これは、子会社となる会社の株主と親会社との間の取引契約ですよ。だから、外国株式を親会社に譲渡するというのと同じ、これは単純な話かなというふうに思えるので、そこも考えるとやはりようはあるんじゃないかなというふうに思っています。

したがって、これからマーケットを、海外に出ている日本がどんどんどんどんプレゼンスを発揮できるようにするために、これは政策的観点から進めるべき、外国会社を含めて進めるべきじゃないかなと思うんですけれども、この点、ちよつと大臣、いかがでしょうか。

○森国務大臣 松平委員御指摘のように、理論的には我が国の株式会社と同種の外国会社を株式交付の適用対象に含めることも考えられます。

他方で、先ほどの事務方の答弁のとおり、法的安定性を確保するという観点から、株式交付についてはその適用範囲を明確にする必要性が高く、株式交付をする前にその有効性を的確に判断することができるようになる必要がありますが、外国会社にはさまざまな類型のものが存在します。で、私人間の取引である株式交付において事前に当該外国会社が株式会社と同種の会社と言えるか否かを判断することは容易ではないものと考えられます。

このように、株式交付によって外国会社を子会社とすることができるようになることについては、法的安定性の観点から問題があるものと考えっております。

○松平委員 ちよつと残念ですね。もうちよつと政策的な観点からの視点も入れて御答弁いただきたくったんですけれども、私としては、これは検討を何とか続けていくべきじゃないかなというふうに思っています。

それから次に、株式交換の方ですね。三角株式交換、これは、手法はよく行われています。完全親会社となる会社が非上場の場合、子会社となる会社の株主はやはり非上場の株よりも上場株が欲しいということで、例えば完全親会社

となる会社を上場親会社があった場合に、その上場親会社の株式を交付するということで、三角株式交換の手法がよく行われているんです。

これを行う上でやはり重要な規定というのが、買取対価として親会社株式を子会社が持てるようにした会社法の八百条であると思います。これは例外的に子会社が親会社株式を持てるようにした規定なんですけれども、こちらもちよつと端的に伺いたいんですが、今回の株式交付においてもこの例外規定は設けられましたでしょうか。

○小出政府参考人 お答えいたします。

そのような規定は設けておりません。

○松平委員 今回の株式交付、そもそも株式交換で一〇〇%完全子会社をつくれるけれども、やはり五〇%を超える子会社をつくる場合も同様の制度があってもいいんじゃないかということでした制度だと思っております。

そうであれば、株式交換の場合に親会社株式を対価にできるということなので、やはり同様に今回の株式交付の場合も親会社株式を対価にできるようにするのが公平かとれているんじゃないかなというふうに思います。それでいて、やはり子会社となる会社の株主も親会社となる会社の親の上場株が欲しいという利害関係というののも変わらな

いと思うんです。

したがって、今回の株式交付の場合でも対応すべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか、大臣。

○森国務大臣 この株式交付制度を創設した趣旨は、株式会社がその株式を対価とする買取により他の株式会社が子会社としようとするときに現物出資規制等が適用されないようにして円滑にこれを実現することができるようにしたところにあります。三角株式交付についてお尋ねがございましたけれども、本制度は、自己の株式を対価とする場合について新たな規律を創設したものでありまして、株式会社がその親会社の株式を対価とする場合には、制度創設の趣旨が妥当しないものと考えております。

また、現時点において、株式交付に際して、対価として交付するために、株式交付親会社がその親会社である株式会社の株式を取得することを認める必要もないと考えております。

○松平委員 もうちょっとその対価を柔軟にしてほしいという趣旨で私は言っていました。だから、この自己の株式という部分をもっと広げたらいいんじゃないかということなんです。

その理由としても、ちよつと先ほど言った理由で、やはり親会社の上場株が欲しいという理由も変わりませんし、株式交換の際にも変わりませんということなので、ここまで限る必要があるのかなというのが私の印象でして、ぜひやはりまだ今後の検討課題にしていきたいなということは申し上げたいと思います。

それから、一つ飛ばしたやつを質問させていただきますね。

株式交付を使う場合に、買われる会社のどの株主からどれだけ買って、どの株主から買わないか、そのコントロールをどうするんだという疑問があるんです。これは株主平等原則というのがありますけれども、ここの部分、どう想定されているのか。

私、これは先日、親子上場の質疑をさせていただいたときにも、親会社と少数株主の利益対立の問題意識を申し上げたんですけれども、やはりこれで、株式交付で選ばれなかった少数株主というのが、残った株主という少数株主が非常に不利な状態に置かれてしまうんじゃないか。

したがって、この点、どういう形で運用する予定なのか、少数株主の保護も含めてちよつとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○小出政府参考人 お答えいたします。

株式交付親会社は、まず、原則といたしましては、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをした者の中から、その裁量により株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定めることができることとされております。

株式の有償譲渡の場面でも、株式を譲り受けよ

うとする者は、原則として自由にその相手方を選択することができるわけですので、株式交付の場面でも、基本的には、株式の譲渡しの機会を平等に認め、また、そのような機会が与えられない少数株主の保護を図る必要は特段ないものと考えておりますが、その株式の譲渡について特に株主保護のための規制が現行法上設けられている場合には、そういった保護規制が適用されることになるということでございます。

例えば、株式交付による譲受けの対象となる株式交付子会社の株式が譲渡制限株式であるときは、譲渡承認手続によつて譲渡し人以外の株式交付子会社の株主の保護が図られることとなりますし、また、株式交付による譲受けが公開買い付け規制の適用対象となるときには、当該規制により株式交付子会社の株主の保護が図られるということになると考えております。

○松平委員 あと、ちよつと時間がわずかになったので、もう一問、ちよつとトピックを出させていたいただきたいんですけれども、今回、株式交付親会社の株主に株式買取り請求権を認めています。私は、これは過剰な規制だと思っているんです。もともと、今回の株式交付、現行の現物出資規制が迂遠だ、面倒だからというのが出発点なんです。それで、現物出資の場合というのは、第三者割当てによつて新株を発行します。それで、この場合、既存株主の保護というのは、有利発行規制、すなわち株主総会の特別決議で図られてきたわけです。つまり、今までは、既存株主に株式買取り請求権はなかったわけなんです。

それで、今回の株式交付も、同じように株主総会の特別決議、これを行うわけです。これにわざわざプラスして、親会社株主に株式買取り請求権をつけるというのは、これはやはり過剰なんじゃないかなと。現行法と、今の法律とやはり整合性がとれない。先ほど、もともと現物出資が迂遠だからという本来の目的とおっしゃいましたけれども、そこに立ち返ってみたら、やはり整合性はとれないんじゃないかなというふうに思うんです。

この点、大臣、ちよつと最後、お聞かせいただけますでしょうか。

○森国務大臣 株式交付の制度は、現行法上に存在する株式交換の制度と類似しており、株主等の利益状況も株式交換を行う場合と類似しております。そのため、株式交付親会社の手続については、基本的に、株式交換に関する規律と同様のものにしております。

株式買取り請求権についても、株式交換完全親会社の株主と同様に、株式交付親会社の株主にもこれを認めたものであり、株式交換における規律との整合性がとれているものと考えております。

また、株式買取り請求権は、会社組織の基礎に本質的変更をもたらす行為に反対する株主に投下資本を回収する機会を与えるために必要かつ合理的な権利であります。他方で、株式交付でも、会社組織の基礎に本質的変更をもたらすとは言えないような場合には、反対株主は株式買取り請求をすることができないこととしております。

このように、株式買取り請求権を行使することができるかどうかは、株式交付親会社の株主に生ずる影響の程度に応じて区別がされておまして、会社法上の他の制度とも平仄がとれているものであって、過剰な規制ではないと考えております。

○松平委員 余り納得いきませんが、質疑時間が終了いたしましたので、これにて終わります。どうもありがとうございます。

○松島委員長 次に、日吉雄太さん。

○日吉委員 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。

本日、質問の機会を頂戴いたしましたので、ありがとうございます。

会社法改正案についての質疑ではございますが、一問だけ、最初に、麻薬の取締りについて質問をさせていただきたいと思っております。

このところ、芸能界の方が麻薬取締法違反で逮捕されたという報道が繰り返されております。そんな中で、やはり、近年、麻薬の押収量とい

うのもかなりふえてきているというふうに聞いております。その一方で、市場で出回っている、実際に取引されている価格というのが落ちていないというふうなことも聞きます。そうすると、やはり量がふえているので、市場に出回っている量が減っているわけではなく、出回っている量自体はふえているというか、現状維持というか、そういった状況だということに考えられます。

そんな中で、日本では、日本でつくるというよりも海外から入ってくるケースが多いということからすると、水際で食い止めるということが非常に重要になってくるということで、取締りをされている各省庁の方にきょうお越しいただいておりますので、ちよつと順番に、近年、どのぐらいの量が押収され、それに対してどのぐらいの人員の方が捜査に当たられているのか、また、その人員が十分な体制を整えられているのかということをお教えください。

○森政府参考人 お答えいたします。

厚生労働省の麻薬取締部の定員は、平成三十一年四月一日時点で二百九十一人です。

それから、我が国の違法薬物の情勢につきましては、我が国全体での覚醒剤の押収量が平成二十八年から平成三十年まで三年連続で一トンを超えておまして、本年も既にもう一トンを超える押収事例があるなど、予断を許さないような状況にございます。

特に、我が国で乱用される覚醒剤は大部分が輸入されたものと考えられておまして、これは、関係省庁が連携して、水際における密輸の取締りが極めて重要であると認識しております。

麻薬取締部としても、引き続き、違法薬物の取締り体制を強化してまいりたいというふうに考えてございます。

○田中政府参考人 全薬物事犯の検挙人員の七割以上を占める覚醒剤事犯につきましては、先ほど厚生労働省から御答弁がございましたように、平成二十八年から三年連続で押収量が一トンを超えるなど、依然として厳しい情勢が続いているとこ

ろであります。

このほかにも、平成三十年におきましては、乾燥大麻の押収量が約二百八十キログラムと前年比で五九%増加したこと、MDMAの押収量は約一万二千錠でありまして、前年から約九千錠増加したこと、覚醒剤以外にも、大麻や合成麻薬の乱用拡大が懸念をされるところでございます。

警察におきましては、いわゆる水際での違法薬物の取締りにつきましては、主に薬物事犯捜査に従事する者だけではなく、暴力団犯罪捜査、来日外国人犯罪捜査、鑑識、鑑定活動等、さまざまな部門の者が従事して行われるものでありまして、これに従事する者の数を一概に申し上げることは困難でございます。

なお、都道府県警察におきまして、違法薬物の取締りのほか、暴力団対策、来日外国人犯罪対策等を含む組織犯罪対策に従事する警察官の定員について申し上げます、平成三十一年四月現在、全国でおおむね一万人程度であるというふうに承知をいたしております。

治安情勢の確に対応するためには、警察官の増員が有効な手段であることは言うまでもございませんが、現下の治安情勢、財政状況等を踏まえまして、薬物対策につきましては、まずもって、教育訓練による人材の質的向上、資機材の高度化等の諸方策を総合的に推進することにより、警察力の強化を図ってまいりたい、このように考えております。

○山名政府参考人 お答え申し上げます。

税関の関係でございますけれども、税関業務を取り巻く環境につきましては、訪日外国人旅行者数の急増に加えまして、国際的なテロの脅威、金地金の密輸への対応、御指摘の不正薬物押収量の増加など、困難な課題に対応する必要があると認識しております。

先ほど厚生省の方からもございましたけれども、特に、不正薬物の押収量は平成二十八年から本年までの四年連続で一トンを超えておりまして、その取締りが急務となつているところでございます。

います。

こうした検査、取締りを着実にやっていくため、税関の定員につきましては、五年連続で三桁の純増を確保しているところであり、令和元年度におきましてもプラス二百九人の純増となっております。

今後、税関における不正薬物に係る水際取締り体制につきましては、業務運営の効率化を図りつつ、必要な職員の確保に最大限努めてまいりたいと考えております。

○日吉委員 どうもありがとうございます。

来年はオリンピック、パラリンピックも開催されます。いろいろな方が日本にやってくると思います。いろいろな方が日本にやってくることを考えている方もいらっしゃると思いますので、十分な体制で対処していただきたいと思っています。大臣にも、その旨をお願いしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

それでは、会社法の改正について質問をさせていただきます。

まず、株主提案権の濫用的な行使を制限する規定が設けられましたが、それについて伺いたいと思います。

株主提案権、これは濫用的に行使されるということが懸念されるということで、今回それに制限をかけるわけですが、それが濫用的なのかどうか、それを公正に判断するのは、どのようにその公正性を担保するのか、その何か対策というものはあるのでしょうか。

○小出政府参考人 お答えいたします。

株主がみずからの提案、株主提案権、これを拒絶された場合に、当該判断に不服があるときは、株主総会の開催前であれば、株主は、提案した議案の要領を株主総会の招集通知に記載することなどを求める仮処分申立てをすることが考えられます。株主総会の開催後であれば、株主は、株式会社に対して、みずからの提案が招集通知に記載されず、株主総会に付議されなかったことを理由として損害賠償請求を行うことが考えられます。

す。

これらの場合、最終的には、裁判所が、株主が提案した議案が拒絶事由に該当するかどうかを判断することとなりますので、その意味で、判断の公正性は担保されることになると考えております。

○日吉委員 今、裁判所の仮処分のお話でございます。確かに、それで提案ができるのであれば、それで担保されるのかもしれないけれども、ただ、タイムリーにそれができるのかといったことも懸念されます。(発言する者あり)

○松島委員長 じゃ、速記をとめてください。

(速記中止)

○松島委員長 速記を起してください。

○日吉委員 じゃ、続けさせていただきます。

仮処分で対応できることでありますけれども、それが実際にタイムリーにできるのかどうかといったところが少し疑問に残っております。もう一つちょっと伺いたいのが、そもそも、先ほど来、株式会社所有者、持ち主は誰かといったときに、株主ですというお話がありました。教科書的に株主ですということなんですけれども、それを考えた場合、今回、株主提案権への制限をかける、それが公正なのかどうかというのは、一義的には取締役会、会社の方で判断するということになるんですけれども、所有者である株主が、取締役というものは、会社との委任関係で職務の執行を委任され、それを受任しているというように関係にある中で、株主が提案したことを取締役会が拒否するというのは理論的におかしいんじゃないかなというふうに思っています。

その点についてどのようにお考えでしょうか。

○森岡大臣 この株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置を設けたその趣旨に返って考えますと、濫用的に行使された場合には、株主総会における審議の時間等が濫用的な提案に割かれて、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、株式会社における検討や、招集の通知の印刷等に要するコストが増加したりするなどの弊

害が生ずることになります。

委員御指摘のように、株主が判断をしたらどうかという御提案がございましたが……(日吉委員「まだいいないですが」と呼ぶ)会社の所有者は株主ではないかという御指摘がありまして、株主が判断するべきではないかという御質問だというふうに思ったんですけれども、そうであるならば、今の趣旨から考えると、それでは、濫用的であると思われる株主提案をリスト化して株主総会に示して、それを株主総会で決議をしましよということになりますと、結局のところ、株主総会でその判断をするために、その情報を株主に対して提供して、各提案について議論するということになりまして、先ほどの趣旨に鑑みまして、株主総会の時間等が割かれてしまっていて、濫用的な提案を制限しようとした趣旨がかなりの程度没却されてしまうというふうに思われますので、株主提案を審議対象とするかどうか株主総会で判断するという枠組みはなかなか難しいと思われまして、これを取締役会で判断すること、必ずしもそれは、委員指摘のように、おかしいということにはならないのではないかと、うふうに思っております。

○日吉委員 政策的に取締役会で判断することだと思わすけれども、確認したいのは、理論的におかしいですけれども、これをちょっと確認しておきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。

まず、ここで今法制化しようとしているのは、濫用的な株主提案権の行使なんです。ですから、今、実際の、現実には、これまでの説明の中でも出てきておりますけれども、お一人で百件も提案してみたりとか、いろいろ濫用的な行使をしている。それに対して、結局、総会で処理するということになる。要するに、濫用的な行使の実は上がってしまう。実際、そこでいろいろ議論をして、説明してというふうなことになる。と、制限をした趣旨が何もしないで成立しな

ということになってしまふわけであります。

ですから、今回、政策的な判断としても、そのような濫用的な行使を防ぐためには、総会でこれをするということになれば濫用的な行使の実が上がつてしまふから、これは、その前の段階でしっかりと判断できるような法制化が必要だというふうに判断をしたということでありませう。

○日吉委員 今のお話ですと、やはり理論的にはおかしいけれども、政策的に、実務的にやっているとということだと思えます。だからこそ、より慎重な対応が必要になってくるのではないのかなというふうに思っておりますので、当初申し上げた、公正な判断ができる枠組みをもう少ししっかりとつきた方がいいのではないのかなということをお願いいたします。もしこれをやるのであればということですが。

続きまして、会社補償と役員等賠償保険について御質問させていただきます。

これは、取締役の賠償責任が問われたときに、取締役みずからではなくて会社がそれを補償したり、その賠償に備えて支払う保険、その保険料を会社が取締役にかわつて、ある意味、肩がわりして、支払いをしているというように、実務が先行する中で、それについて法整備をしよう、こういう趣旨だということに理解しております。

しかしながら、そもそも、会社の責任ではなくて取締役に対して問われている責任に対して、会社がその補償をしたり、肩がわりするということに対して、この理論的な根拠というものはあるんですか。

○小出政府参考人 理論的な根拠ということでお尋ねでございますけれども、問題となりますのは、取締役が負う損害賠償責任等につきまして会社が補償することによって、取締役の職務の執行の適正性が損なわれるとか、あるいはそれは利益相反に当たるのではないかと、あるいは生ずるわけでございます。

今回の改正法案におきましては、そういった問題を踏まえまして、会社が、取締役の損害賠償

責任、あるいは訴訟等によって支出すべき費用につきまして、適正な範囲内で、また適正な手続をもって補償することとを設けたものでございませう。

○日吉委員 利益相反が生じるので規定を設けたというよりも、法律で、それは利益相反には当たらないというふたつにたてつけにしたというふうな理解なんですか。

だからこそ、今の話から伺いますと、理論的な根拠というのはやはりなくて、取締役がそういうふうな責任過大、過大という大きな責任を問われるような社会になってしまつたら、なかなか取締役のなり手がなくなるからというふうな、これもやはり政策的な判断なんだろうというふうな理解はしているんですけれども。

そういう中で、そもそも、取締役の報酬というのは高額になっているわけで、責任を問われるためのリスクも含まれた金額だと思ふんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○宮崎大臣政務官 基本的には、各会社において委任を受けた取締役にかかる報酬を与えるかということは、それは最終的には株主総会において判断をされる事項であるわけでありませう。

その上で、今委員御指摘のような形で取締役の社会的責務が非常に重くなっている、それに対して与えられるべき報酬として適切なものが幾らかという議論は行われているわけでありませうので、その責任に見合う形で報酬の額が決まっています。

また、万が一のときの、社会的に、また法的にも求められる責任の重さみたいなところから、今問題になるDアンドO保険みたいなものをどうするか、それで、その保険料をどうするかということについては、やはり報酬政策であるとか、会社としてリスクヘッジをどうやってとっていくかというところの兼ね合いの中から決まってくるわけで、御指摘のような形で、理論的にこれが正しいということではなくて、むしろ会社の政策としてどれが合理的かという判断をすることになるわけ

であります。その中で、今事務方から御指摘をさせていただいたような形で、利益相反などが起きないような形の法規制が必要であるということが今回の会社法改正の一つの背景にあるというふうに考えております。

○日吉委員 今御説明いただきましたけれども、いろいろな要素があつて取締役の報酬というのは決まってくるわけですが、今、私の質問は、リスクも含めた形で報酬が決まっているはずなので、それなのにまた改めて会社から補償してもらおうというのはいかぬのではないんですかという意味合いだったんですけれども。

例えば、今、保険の話も出しましたけれども、その保険についても、会社が保険料を支払うのではなくて、報酬にその保険料も含めた形で取締役の報酬を決め、取締役自身がその賠償保険の保険料を支払うというふうな形にすればより透明な感じがするんですけれども、それ自体、そういう検討はなされなかったんですか。

○宮崎大臣政務官 先ほどちょっと繰り返しになりますが、部分もあるんですけれども、先生が御指摘になるような形で、例えば、保険契約の場合に、役員がみずから保険契約者となるのか、それとも会社が保険契約者になっていくのかということについては、やはりそれぞれの会社において、その報酬政策をどのようにするか、これは税制上の問題もありますので、報酬政策をどうするか、リスクヘッジをどうやってとるか、また、株主の皆様に対してどうやって説明をしていくのか、そういうことが、いずれが合理的であると考えているのかという観点から考えることであります。

で、やはり、法制上、理論的にどちらが正しいとか、どちらが例えば正しい、間違っているというふうな次元で考えるものではなくて、いずれが望ましいかということについて、例えば法が一定の見解を示すというよりも、それぞれ各会社が私的自治の範囲内でしっかりと判断をしていくべきことではないかというふうに考えております。

○日吉委員 どちらが正しいかという話ではない

という御説明だったんですけれども、そもそもの私の問題意識として、取締役の責任なわけですから、取締役の責任に対して損害賠償を請求されているものについて会社が払うという、会社に対する責任は会社が払うわけでありまして、取締役に対する責任は当然取締役が払うというもので、それを政策的に会社が補償するというところに違和感があります。だから、おかしいんじゃないですかというところの中で、じゃ、保険料については取締役がみずからその報酬の中で支払った方が、それは対外的にも納得感のあるものなんじゃないのかなということをお願いいたします。

ちょっと繰り返しになりますが、もうこれについては御質問をしませんけれども、そういった意味で、この点についてももう一度御検討いただければなというふうに思います。

それと、こういった取締役に対して補償をする、保険料を肩がわりするというようなことになった場合に、むしろ、取締役が安心して職務に励むことができる一方で、緊張感がなくなってしまうという懸念もされるかなという意味で、取締役の業務の執行を適正に行うために、どのような対策というのか、どのようにこの仕組みの中で考えられているのか、教えてください。

○小出政府参考人 お答えいたします。

会社補償の側面でも申し上げますと、委員御指摘のとおり、補償契約の定めに従って役員に対して費用等を補償すると無制限に認めるものとして、役員等の職務の執行の適正性が損なわれるというふうなおそれがあるために、改正法案では、第三者が生じた損害を賠償する責任を負う場合のうち、役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつた場合については、役員等が負担した損失を補償することができないこととしております。

したがいまして、その補償の対象になるのは、職務を行うについて重大な過失がなくても第三者

に対して損害を賠償する責任を負う場合ということになります。

また、役員に対して適切なインセンティブを付与するという会社補償の意義からすれば、会社補償をする場合の条件につきましては、それぞれの会社の状況や役員の職務内容等によってその適切な内容は異なると考えられますので、その会社と役員等との間で締結する契約の中で条件を個別に定めることとしておりますが、いずれにいたしましても、こういった会社補償、補償契約の定めをする場合には、その内容の決定あるいはその内容の開示について、改正法では適切な手続を設けているところでございます。

○日吉委員 悪意、重過失があったときに取締役個人が責任を果たすというのはそれは当然なんですけれども、善意であれ、軽い過失があったとしても、取締役としてのその判断に対する結果責任というのは第三者に対しても生じるわけだと思います。そういった意味で、やはり、その責任の明確化というものはつきりさせていただきたいなということを申し上げさせていただきます。

次に、社外取締役について伺いさせていただきます。

社外取締役がほとんどの会社で選任されているんですけれども、この社外取締役を導入することによってどれだけの効果があったかというような、そういう検証をしたデータという結果というものがあつたらちよつと教えてください。

○小出政府参考人 お答えいたします。

社外取締役の選任が企業の価値に与える効果につきまして、幾つかの実証研究の結果が公表されております。

このような実証研究のうちには、社外取締役の選任は、企業価値や企業業績、株主還元の上上に一定の効果があるという結果を示すものもございます。

他方で、平成二十七年に、社外取締役を置かない場合にはその理由を説明しなければならぬという規律が設けられた後でございますが、社外取

締役が選任された場合の効果については、一貫した傾向は見られないか、あるいは、一部の小規模な上場会社に関しては株式市場における評価が低下した可能性があるという結果を示すものもございます。

このように、社外取締役の選任が企業価値に与える効果につきましては、実証研究の結果によってはまだ一貫した結論が得られていない、そういう状況にございます。

○日吉委員 今お話しいただきましたように、一貫した結果が出ていない、いい面もあるし、悪い面もあるというような中で、このタイミングで社外取締役を法制化するというその理由を教えてください。

○森国務大臣 上場会社等については、かねてより、経営が独善に陥り、又は経営陣が保身に走るおそれがあるといった問題点について、これを予防するメカニズムとして社外取締役を置くことの必要性が指摘されております。また、業務執行者から独立した立場にある社外取締役が業務執行者の監督を行う体制を構築することは、国内外の投資家からの日本の資本市場の信頼性の向上につながるものであり、大きな意義があると考えております。

現に、東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率は、令和元年七月調査時点において九八・四％となっております。このように社外取締役の選任が進んだことなどに照らすと、社外取締役の有用性は一般的に広く認知されていると考えております。

以上のとおり、社外取締役の選任が企業価値に与える効果が実証研究の結果として必ずしも明らかとなっていない現状のもとでも、上場会社等について社外取締役の選任を義務化することは大きな意義があるものと考えております。

○日吉委員 実証研究で明らかになっていない中で、大きな有用性があるというものが、ちよつと話がつながっていないように思つたんですけれども、もう一度、つながっていますか。

○宮崎大臣政務官 実証研究はどうかというふうには言われれば、それは実証研究について今御説明を事務方の方でさせていたいただきました。

これは、実は、委員も御承知のところだとは思ふんですけれども、さまざまな実証研究がされているところでありまして、時期もちよつと若干ばらついているわけでありまして、経済界から、また学者の先生から、いろいろなケースを捉えて説明がされているところでもあります。ですから、その中に、何か統一をした、例えば数理的なテーゼみたいなものが示されているわけではないということは御説明をさせていただいたところなんです。

ただ、我が国の会社法制の中でコーポレートガバナンスをどのようにして立てていくかということに、社外取締役の問題というのは、これは産業界、経済界もそうでありまして、また日弁連さんを始めとする法律を扱っている方々、また、さまざまなこういう法制を考えていく中で、やはり社外取締役の選任をしっかりとっていくことによって経営の独善を防ぐ、また経営陣が保身に走るおそれがあるといった問題点について予防するメカニズムをしつかり立てる、大臣が今御説明をさせていただいたような形で、その有用性というのはやはり一般的には広く認識されているからこそ、先ほど御説明させていただいたとおり、東証の全上場会社においては九八・四％で社外取締役が選任されている、一部ですともう九九・九％になるわけですね。

ですから、そういったところは、やはり広く一般的には有用性は認識されているからこそ、こういう会社経営における実像があるというふうなことを御説明をさせていただいたというふうに御理解いただければと思います。

○日吉委員 一般に認識されていますという一方で、十分に社外取締役が機能しなかったというような事案も出ております。

そういった中で、本当に機能しているのかどうかということは、実証研究を始め、しっかりと今

後も研究していただきたいと思ひます。

それと、もう少し質問させていただきますが、時間がなくなつてまいりましたけれども、義務化したときに、ある意味、ある会社に影響を及ぼすとする会社があつて、義務化したら、そういった人が社外取締役になることによってその会社への影響力を強めようということが加速してしまうんじゃないかという懸念や、又は、社外取締役同士、A社、B社があつて、それぞれを融通し合うというか、相手の会社の社外取締役になるというような形をとることによって、社外取締役制度自体が骨抜きになつてしまふようなケースがないかとか、こういった懸念もあるんですけれども、そのあたりはどのような御検討をされていますでしょうか。

○小出政府参考人 お答えいたします。

まず、先ほど私、実証研究の結論につきまして、一貫した結論が得られていないというふうに申し上げましたけれども、ちよつと補足させていただきます。社外取締役は、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にある者として、業務執行者から独立した立場から会社経営の監督を行つて、経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を行うという役割を果たす、そういった役割は期待しているものでございますので、こういった役割を果たしているかどうか、先ほど申し上げました企業価値の向上を示す指標の数値にはあらわれにくい。

したがいまして、これを定量的に示すということが性質上困難な面があるということは御理解いただきたいと思ひます。

それから、先ほど二つの会社が相互に社外取締役を派遣し合うということについて御指摘ございましたけれども、会社法上に定める社外取締役の要件を満たす限り、ある会社の出身者である者が他社の社外取締役となり、あるいは当該他社の出身者である者が当該会社の社外取締役となるもの、これは、他で規制されていない限り、親子会

社関係があるとかいうことがない限りは許容されるわけでございます。

こういった場合にそれぞれ相互にどんな影響を及ぼすかということでございますけれども、それは、社外取締役の期待される役割に当てはまる、それに応える形で、社外取締役の選任につきまして、適正な知見と経験を兼ね備えた者を選任すること、あるいは社外取締役機能が発揮しやすい環境を整備する、運用面での取組が重要だということに考えておられます、この点につきましては、各省庁と連携して、法務省としても必要な協力をしていきたいというふうに考えております。

○日吉委員 運用面で頑張っていくということなんでしょうけれども、この運用面も非常に問題があると思います。

仮に、社外取締役が一生懸命取締役会で意見を言いました、しかし、社内の取締役の反対に遭ってその意見が却下されたといったような場合に、この社外取締役が責任をある意味果たしたようなことを担保する制度みたいなものというのはあるんですか。

○小出政府参考人 お答えいたします。

やはり社外取締役が取締役会での会議に際して、当然議決に加わって、議論した上で議決に加わるわけでございますが、社外取締役が反対した場合であっても、取締役会決議は、それ自体は有効に成立するというところでございまして、ただ、社外取締役がどのような発言をしたのか、どのような投票態度をとったのかということは、監査役会設置会社、あるいは監査等委員会設置会社、あるいは指名委員会等設置会社においては取締役会の議事録でまたチェックできるわけでございます。

いずれにいたしましても、先ほどの繰り返しでございますけれども、社外取締役が機能するためには、業務執行者のみならずの利益を図り、又は問題に気がついたにもかかわらず保身に走ってこれを隠蔽する、そういった危険を未然に防ぐという役割を十分認識して、運用面におきまして、適

正な知見あるいは資格を有した者の選任、あるいはそういった社外取締役の機能を十分発揮できるための環境整備、そういったものについて不断に引き続き取り組んでいかなければならないものと考えております。

○日吉委員 どうもありがとうございます。

ただ、いろいろな面で社外取締役の問題点というのはあるかと思っておりますので、引き続き御検討をお願いしたいと思います。

○松島委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後一時五十九分開議

○松島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。藤野保史さん。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

早速質疑に入らせていただきます。

本法案は、株主提案権に新たな制限を加えようとしております。法案の三百四十二号では、いわゆる不当な目的の場合、例えば、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的などの場合、あるいは第三号では、株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがある場合、会社は株主提案を拒絶できるということでありまして。

まず、法務省にお聞きします。

この三百四十二号に該当するかどうかについて、どの機関が判断するのでしょうか。

○小出政府参考人 お答えいたします。

御指摘の三百四十二号は、株主が株主総会の議場において議案を提案することができる旨を定めた規定でございます。

株主総会の議長は、適法かつ公正な審議により合理的な時間内に効率的に議事を進めるよう株主総会を運営する職責を果たすために、会社法三百十五条第一項に基づいて議事整理権を有しております。

ます。

株主が株主総会の議場において提案した議案が三百四十二号から第四号までの場合に該当するかどうかについては、株主総会の議長が三百十五号一項の議事整理権に基づき判断することになるものと考えております。

○藤野委員 それでは、三百五十二号についてはどの機関が判断するのでしょうか。

○小出政府参考人 三百五十二号に基づき議案要領通知請求につきましては、三百五十二号の場合と異なりまして、株主が提出しようとする議案が同条第四項又は第六項の拒絶事由に該当するかどうかにつきましては、取締役会設置会社におきましては、取締役会が会社法二百九十八条第一項及び第四項に基づく株主総会の招集の決定の一環として、また、取締役会を設置していない会社においては、取締役が会社法第二百九十八条第一項に基づく株主総会の招集の決定の一環としてそれぞれ判断することになると考えております。

○藤野委員 今、取締役会等が判断するということであります。

しかし、濫用に当たるといふことと株主の権利行使というのをいわばはかりにかけて、濫用を理由に権利行使を制限するというのは、私は、そもそもこの株主提案権が会社法に導入された趣旨を没却するんじゃないかというふうに思うんですね。両者ははかりにかけるようなものじゃないと。一定の議論を経た上で、権利行使を優先しようというところでまさにこの権利が新設されたわけでありまして。

法務省にお聞きしますが、一九八一年の国会でこの議論がされたと思えます、導入されたと思うんですが、なぜこの株主提案権を導入するのか、国会ではどのように説明されていたのでしょうか。

○小出政府参考人 お答えいたします。

株主提案権の制度は、昭和五十六年の商法改正によつて、制度上、株主がみずからの意見を株主総会で訴えることができる権利を保障することにより、株主の疎外感を払拭し、経営者と株主との

間又は株主相互間のコミュニケーションを図り、株式会社をより開かれたものにする目的で導入されたものでございます。

昭和五十六年五月二十一日の参議院法務委員会におきまして、当時の法務省民事局長は、株主提案権を導入する趣旨につきまして、「株主総会の形骸化ということが言われて久しいものがあるわけでありまして、これを何とかして生き生きとしたものになりたい、株主総会を、法律が期待しておりますそういう充実したものにしたいということをお考えたわけでありまして」と答弁しております。

○藤野委員 今御答弁いただいたところ、株主相互間のコミュニケーションという答弁もありました。

今御指摘のあった答弁をもうちょっと紹介しますと、当時の民事局長はこう答弁されているんですね。「自分の言い分、主張というものを会社に対して申し出て、そしてそれを総会の議題にしてみらうことができる。会社に対して自分の言い分をアピールする、あるいは他の株主に対して自分の主張を聞いたらうということによりまして、会社との間のコミュニケーションを高めると申しましたようか、盛んにする、そして株主と会社との連帯感、ひいては信頼感というものを確保する方法として考えた」、こういう答弁がされております。

大臣にお聞きしますが、この答弁の趣旨というのは今も変わらない、こういう理解でよろしいでしょうか。

○森国務大臣 はい、その制度趣旨は今日においても変わらないものと認識しております。

○藤野委員 ですから、この一九八一年の議論というのは私は大事だと思っております、何か自分の言い分をアピールするというだけではなくて、まさに会社と株主の対話ということで、他の株主とのコミュニケーションを高めるといふことも含むし、結局はそのことを通じて株主と会社との間の連帯感、ひいては信頼感を確保する方法として考えたということでありまして。

よく政府は濫用のおそれがあるというふうにおっしゃるんですね、この導入目的として、今回の法案の。ただ、この濫用のおそれというのは、一九八一年の当時も、実はもうさんざんといひますか、物すごく議論されて、ある意味、これは導入してはだめだとおっしゃる方々の最大の論拠の一つでございました。

それを全部を振り返る時間はないんですが、ちょっと一部振り返りたいと思うんです。実は、一九八一年と申し上げましたが、これは前段がありまして、もともとは一九七四年にも、当時はまだ商法でしたけれども、商法改正されております。ただ、それでは不十分だということで、その商法改正の際に、衆参の法務委員会、両方の法務委員会で附帯決議がなされているんですね。

こちらで紹介させていただきますと、衆議院の、当院の場合は、一九七三年の七月三日にこういう附帯決議がされております。「わが国の株式会社の現状にかんがみると、商法等に改正を要する問題が少なく、今回の改正をもつてしてもその十分な実効をあげることは困難である。よつて政府は、次の点について早急に検討すべきである。」と、幾つか挙げる中に株主総会のあり方というものが、株主提案権は明示されておりませんが、株主総会のあり方とある。

参議院でも、紹介しますと、一九七四年、次の年の二月二十一日であります。附帯決議はこう言っているんですね。株主、従業員及び債権者の一層の保護を図り、あわせて企業の社会的責任を全うできるよう、株主総会云々かんぬんなどの改革を行うために、政府は、速やかに所要の法律案を準備して国会に提出すること、こういう附帯決議があるわけです。

法務省に確認したいんですが、この株主提案権の議論というのは、政府のみならず国会からの要請としても求められていた、これは間違いのないですね。

○小出政府参考人 そのとおりだと承知しております。

○藤野委員 今紹介した両院の附帯決議は二年間にまたがっておりますが、当時の商法というのは一国会ですんなり通したのではなくて、七四年が参議院の附帯決議だとすると、一九八一年ですから、七年かかっているわけです。やはり、それだけかんかんががっている議論をして、この株主提案権をどうするかということも含めて議論をされていた。法制審にも照会されたり、各界にも意見照会されているんですが、この中でまさにその濫用ということがやはり何度も議論される。これは入れない方がいい、導入しない方がいいという人は必ずこの濫用の議論をするわけですね。

私も議事録を読ませていただきましたけれども、ちよつときよつは時間がないので、それをまとめた論文を配付資料の二で御紹介しております。これによりまして、こう書いております。

「このように、」というところで、結局、「委員は」というのは衆参の法務委員であります。「委員は総会屋等による株主提案権の濫用、個人株主の権利の減少のおそれ、株主提案権と単株主制度の法的アンバランス等を主張することで、株主提案権を認めることに大いに疑問を持っていた。」大いに疑問を持っていたというんですね。特に総会屋等による株主提案権の濫用といった考えが委員の意見の底流に存在していたと言ふことができる、こういうふうになっているんですね。

その後が大事だと思ふんですね。「政府は総会屋等による株主提案権の濫用のおそれよりもむしろ、株主提案権を少数株主権として認め、株主総会の形骸化の防止や株主の権利の強化を図ろうとする」ことに重点を置いていたということができる。「重点を置いていた」というんですね。まさに、濫用というのが本場に議論されたんですが、やはり、それよりも、株主総会の形骸化を克服していくことが重要だという価値判断で提案権が認められた。その後にも書いていますけれども、結局、修正されていないんです、政府案は。そのまま通っているわけですね。

ですから、法務省にお聞きしますが、まさにこ

れが立法趣旨だ、だから、濫用と権利行使をはかりにかけて、何か濫用の場合は権利行使を制限してもいいんじゃないのは、もともとの何年もかけてきた国会の議論からしておかしいと思うんです。これは、大臣、いかがですか。

○宮崎大臣政務官 ちよつと先にお答えをさせていただきます。

委員御指摘のとおり、過去の国会における審議があつたということは承知をしているところであります。立法の趣旨についても、例えば文献だけでなく教科書のようなものを読んでも、先生が指摘されたようなことの記載は当然あるわけでありまして。

ただ、今次、時代がだんだん移っていくことによつて、いろいろな事例の集積もある。例えば、既にもう説明をさせていただいているところでありましてけれども、非常に不適切な、株主総会における株主さんの、まさにこういうのを濫用的というんでしょうけれども、一人の株主によつて膨大な数の議案が提案をされる。例えば百個の議案を提案したとか百四十個の議案を提案したというような、個別具体的な事例でもあつたりして、そういうことが見られているという現実もございまして。

それです、判例も出ているというようなことでもございますので、これは御承知だと思いますけれども、平成二十七年の東京高裁の判例ですけれども、こういった事例もあるということも踏まえて今般の法改正に至っているということでございます。

○藤野委員 いや、私は濫用はないなんて言っていないんです。濫用はあるということとは当然認識した上で、しかも、それをこの国会、この委員会を含めてさんざん議論した上で、濫用は確かにあるね、しかも、提案権なんというものをもし創設したら、それは更に悪化するんじゃないか、こういう懸念があつたわけですよ。しかし、それを、議論の結果、それは濫用もあるし、事例もあるし、そのおそれがこの提案権を入れたら更に広が

るかもしれないけれども、株主総会の活性化や少数株主の権利拡大という観点から、そちらの方が重点を置かれて、国会で修正もなくこの提案権が通つた、実現したじゃないか、こういう提案なんです。

大臣、これは明確に重点は株主提案権の方にあります。

○森国務大臣 委員の御意見は大変重要な御指摘だと思います。

委員のおっしゃるとおり、株主総会の活性化や少数株主の保護等に重点を置いたからこそ株主提案権が導入されたということでございまして、今回はその制度をなくすわけではなく、その制度があるという、その原則の上に立つて、しかし、濫用はあるよねと議員も言ったとおり、濫用がこのところ見られてきた、そのことについてどのように考えていくかということが、ここまでの間に多様な角度からさまざまな御意見をいただいてきて、今回の法改正の措置がなされたというふう理解しております。

○藤野委員 それは、立法趣旨で、株主提案権の重さというのに対して、大臣、やはりちよつと認識が違ふんじゃないか。

濫用事例は民法の一般法でも規制できますし、議長の議場整理権もこのときに強化をされております。取締役会の権限というのにも強化されているわけですね。ですから、本場に、濫用の事例というのとはそうした各利害関係者が毅然と対応するというところで当然乗り越えていくということも含めて、この提案権が制定されているわけですね。

ですから、提案権をいじるなんというのとはもとの議論の到達点から全く違うし、ここは触れないで、ほかの部分で手当てするのが今までの会社法の到達点なわけでありまして。ですから、そこは株主提案権の重みというものをやはり本場にちよつと考えていただかないといけない。全体的外れなことをされていると思います。

具体的に、どのように株主提案権が行使されているかということを見たいんですね。濫用

とおっしゃっているのはごくごく一部だということとあります。

配付資料の三を見ていただきますと、これは脱原発・東電株主運動に取り組んでいる皆さんからいただいた資料であります。きょうも傍聴にもお見えになっていただいております。配付資料の三はその一部なんですけれども、「私たちの議案にご賛同ください」という、いわゆる共同を広げようといいますが、そういう取組なんですね。このものではないです。

これを読んでいただくと、要するに、ことし日立が英国の原発計画から撤退したということを受けて、去年、私たち脱原発株主の提案議案の一つ、海外原子力関連企業への出資禁止、これは的を射た提案だったと思いますというふうに書いてあると思うんです。そのとおりだと思うんですね。まさに経営にかかわる問題で、非常に重要な提起をされていた。

また、ここには載っていませんけれども、二〇〇七年の東京電力の株主総会では、議決権行使書面の閲覧を通じて自分たちの提案に賛同する株主を約八百人集められて、その結果、役員報酬の個別開示、個別に開示しろという提案については三三％もの高い賛同を得ることができております。同じく役員報酬の個別開示の提案は、ことしの関電の、先ほどの東電ですけれども、関電の株主総会でも提出され、ことしは四三・一％の賛同を得ているわけがあります。

大臣、先ほど、立法当時の中島法務省民事局長の答弁、同じ御趣旨だとおっしゃいましたが、その答弁の中には、自分の言い分をアピールするだけでなく、「他の株主に対して自分の主張を聞いてもらうということによりまして、会社との間のコミュニケーションを高める」、これも趣旨だというふうにおっしゃいましたが、今のような実際のこういう活動はまさにこの法が期待する提案権の行使だと思わんですが、そのとおりでよろしいですか。

〔委員長退席、伊藤(忠)委員長代理着席〕

○森国務大臣 個別の事案に対してはお答えすることがなかなか難しいんですけれども、その上で、一般論として申し上げますと、正当な株主提案権の行使の場合、これは認められる。つまり、今御指摘の、改正当時の事務方の答弁にのつとった正当な株主提案権の行使かどうかということが問題になりますので、客観的に判断して、当該提案が会社の経営を改善するなどの正当な株主提案権の行使であると認められる目的を有しているという場合には、専ら人を困惑させる目的とは認められず、当該提案を拒絶することはできないものと考えます。

○藤野委員 何か正当なものと濫用の事例を今一緒に挙げておっしゃったように思うんですが、私が聞いたのは、要するに、当時、他の株主に対して働きかけるといっても、これは一般論で結構ですよ、他の株主に対して働きかけるといって、も正當な、要するに、まさに会社法が期待する議決権行使のあり方ですねということをお聞きしたんです。それだけ端的にお答えください。

○森国務大臣 先ほど御指摘の、成立時の議事録のとおりでございます。

○藤野委員 どれだけ権利行使するのに苦労されているかということも御紹介したいんですが、八百人、先ほど賛同を集めたと言いましたが、これをやるために議決権行使書面を閲覧して、前の年、その株主の方がどういう議決権を行使されたかというのを調べる必要もあるわけですが、この議決権行使書面の閲覧について、大体どういう定めになっている、大体どれぐらいの期間が認められるんでしょうか。端的にお願いします。

○小出政府参考人 お答えいたします。

議決権行使書面によって議決権を行使できる期間でございますけれども、書面による議決権行使、これは、議決権行使書面に必要な事項を記載して、法務省令で定めるときまでに議決権行使書面を株式会社提出して行うものとされております。

そして、これを受けて、会社法の施行規則では、当該期限を株主総会の日時の直前の営業時間の終了時とするか、あるいは、株主総会の日時以前のときであって、株主総会の招集通知を發した日から二週間を経過した日以後の特定のときをもって書面による議決権の行使期限とする旨定めたとときは、その特定のときまでとしているところでございます。

○藤野委員 だから、大体二週間というのが一般的になってくるわけでありまして。二週間で、限られた期間でやるというのはなかなか大変なのであります。

しかも、三百十一条、現行法は何と書いてありますかと申しますと、「株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができ」とあるんですね。

法務省にお聞きしますが、ここで言う謄写、謄写の請求というのは何なんでしょうか。

○小出政府参考人 お答えいたします。

一般に、株主が議決権行使書面の謄写を請求することができるといふことの意味は、会社は、株主に謄写のための場所を提供して謄写をさせ、その間、謄写を妨げてはならない義務を負うことを意味すると解されているものと承知しております。

○藤野委員 いや、私はこれを聞いてびっくりしたんですよ。謄写の請求とありますから、例えば、今の時代でいえば、コピーしてくださいと請求したら、請求することができると書いてありますから、それはもうコピーしてもらえとか、あるいは、それが無理でもコピーはできるとか、費用負担の関係で、会社に費用負担が生じるなら自分でやりますよということであれば、謄写という場合、あるいは謄写の請求ができるという場合、そういうことができるのかなと思っていたんです。ところが、お聞きしますと、場所を提供して、謄写を妨げないというんです。一瞬、平安時代の話かなと私は思いました。

深刻なのは、私たちが聞いたところでは、この規定の解釈を盾に、企業側からコピーを拒否されるという例もあるらしいんですね。コピーしたらだめだ。どうするかといったら、手書きでやるわけですよ。手書きで写せと。

私はこれを聞いて思い出したのは、また思い出したんですけれども、何で毎回思い出すのか不思議なんですけれども、会社法で、失踪された技能実習生、聴取票、これは二千八百七十枚ありました。これは野党各議員が、五会派の議員が、当時、入れかわり立ちかわり取り組んでも、手書きしたら二週間かかったんです。わずか二千八百七十枚ですよ。株主というのは物すごい多いんですよ。それがどれほど大変な作業かというのは私はよくわかります。

大臣にお聞きするんですけども、今の時代です、たとえ謄写というのがかつてそういう、これはちょっと通告してないの感想でもいいですけれども、謄写を請求できる、こういう規定なら、解釈で、解釈の変更を検討するとか、やはり時代に合わせたものにする必要があると思うんですが、ちょっと率直な感想はいかがでしょう。

○森国務大臣 今、藤野委員が御指摘なさったことについては、事務方にしっかりと確認をさせて、その上でまたお答えしたいと思っております。

○藤野委員 いや、確認という、ああいう答弁で、それを盾に場所だけ貸すというのが実態なんです。これでは、ここでせっかく請求できると書いてある権利の実情が伴わないわけでありまして。ですから、これは確認ではなくて、事務方に指示していただいて、少なくともコピーは認めるといふふうにしていただきたいというふうに思っています。

そして、今のは現状の話なんです、この現状に加えて、今回の改正案の三百十一条は、更にまた目的による制限が加わってくる。

これは法務省にお聞きしますが、何でこういう制限を加える必要があるんでしょうか。

○小出政府参考人 お答えいたします。

議決権行使書面につきましては、株主の住所等は法令の記載事項になっておりませんけれども、これが記載されていることがあるということでございます。また、株主名簿の閲覧請求権と平仄を合わせまして、議決権行使書面の閲覧、謄写を請求することができる要件をそろえたものでござい

ます。
○藤野委員 いや、そこがよくわからないんですね。

名前等が含まれる、つまり、同質の情報が、百二十五条の株主名簿、名簿ですから、名簿閲覧請求権があると。今回、三百十一条で、その権利行使のところに名前が入る場合もある、だから、同質だから、百二十五条にある目的の制限、目的の制限とは具体的には「業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で」などですね、三百四条と似ているんですけども、こういう目的を加えるんだというんですけども。

もともと、この法律、三百十一条が初めにできたときから、その権利行使書面に名前が含まれる場合があるというのは当然あったわけで、だから、同質の情報が含まれるから、百二十五条と同等に、三百十一条にも目的規定で制限をかけるんですというのであれば、もともとやっておけばいいじゃないですか、三百十一条に。何で今になって新たにやるんですか。

○小出政府参考人 お答えいたします。

議決権行使書面の閲覧謄写請求につきましては、株主名簿の閲覧謄写請求とは異なりまして、株主はその理由を明らかにする必要はなく、拒絶事由も明文で定められていなかったところでございます。

これは、先ほど申し上げましたとおり、株主名簿には株主の氏名又は名称及び住所を記載することとされているのに対して、議決権行使書面には株主の氏名又は名称及び行使できる議決権の数を記載することとされており、株主の住所は法令上の記載事項とされていないこと、また、いわゆる名簿屋に情報を売却するといった目的で閲覧

謄写請求がされた場合には、権利濫用として、会社側は当該請求を拒絶することができると解されていたことによるものと考えられます。

しかしながら、議決権行使書面には、株主名簿と同様に、株主の住所等が記載されていることが多く、また、株主名簿の閲覧等の請求が拒絶された場合に、議決権行使書面の閲覧等の請求が濫用的にされている可能性があるという指摘、あるいは、株式会社業務の遂行を妨げる目的など、正当な目的以外の目的で議決権行使書面の閲覧等の請求がされていることが疑われる事例があるという指摘がされるに至ったところでございます。

そのような事情がございまして、改正法案では、株主名簿の閲覧等の請求に関する拒絶事由と同様の事由に該当する場合には、議決権行使書面の閲覧等の請求を拒むことができるというふうにしていくところでございます。

○藤野委員 そういふ説明を受けたんですけども、やはりよくわからないんですよ。そういう事態があるのなら、濫用もおっしゃいましたけれども、やはりそういうのは別で、権利を制限することによって濫用を防ぐという発想そのものが株主提案権にはなじまないんです。濫用というのはあるという前提で、しかし提案権は保護するという明確な立法意思があるわけですね。ですから、それをまたここで、その権利行使の実質的な部分である書面閲覧をこれまた制限するというのは、そのもともとにある発想が私はおかしいというふうに思います。

時間の関係でちょっと最後になりますけれども、やはり、なぜ今になって株主の権利行使を制限するのか、合理的な説明というのがないわけ

です。
確かに、野村ホールディングスとかHOYAとかあるのは承知をしておりますけれども、立法事実と言えるようなものはないわけでありまして。結局、経営者にとって都合の悪い提案をなすだけ出さないようにしようという点にあるのではないのか。ただ、逆に、それは結局、企業への不信を増

幅して、健全な発展を脅かすと思うんです。

配付資料の四を見ていただきたいと思うんですけども、これは一九八一年五月二十七日の参考人質疑で、神田秀樹法制審の部会長の師匠筋に当たる方だと思っておりますけれども、竹内昭夫東大教授……

○伊藤(忠)委員長代理 藤野委員、質疑時間が終了しました。

○藤野委員 はい。わかりました。
では、一点だけ。

要するに、この参考人が指摘しているのは、真ん中あたりにあります、「わが国における経済社会というものを支えております企業のいわば姿勢を健全にし、国民、投資家大衆との間のコミュニケーションを太くする、国民の側から企業に対する不信の念をぬぐい去っていく一つの手段」、こういう指摘なんですね。

ですから、今、関電とか日産とか東芝とか、まさに不信の念が広がっているわけでありまして。取締役も社外取締役も監査役もその役割を発揮できないような事案がふえているわけですね。ですから、そういうときこそ、今の時代こそ株主との対話が重要だと思っておりますが、大臣、この点だけお願いします。

(伊藤(忠)委員長代理退席、委員長着席)

○宮崎大臣政務官 簡潔にお答えいたします。

先ほど大臣もお答えいたしましたけれども、個別の事案にはという前提でお答えしましたけれども、一般論として考えれば、株主がその正当な株主提案権の行使としてやってきた場合に、それが、今いろいろな、さまざまな御指摘があったような、きちんとしたコミュニケーションがされるということを否定するものではないわけであり

ます。
他方、また、時代の進展などに伴って、先ほど、もう繰り返しになり、言いませんけれども、そういう事実事情もあって、今回こういう法改正に至っているということも御理解いただければと思っております。

○藤野委員 引き続き審議することを述べて、質問を終わります。

○松島委員長 次に、串田誠一さん。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございます。

ずっと各委員が質問していただいている中で、私も株主提案権を中心に質問させていただいたんですが、本会議でも質問させていただいた。その際、このような不当な目的を判断する機関はどこですかという質問に対して、森大臣は株式会社が判断するという話をされていたので、これは目ですか、鼻ですかと聞いているときに顔ですと答えているようなものなんですよ。随分雑だなと思つたんですけれども、きょう、途中まで取締役会という話があったので、あれ、そうなのか。これは、三百五条は取締役会、三百四条は議長、こういうような形で正確に整理をさせていただくということが議事録を整理するのにいいのかなというふうに思っているんです。

その中で、この条文に、「株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ」というところの文言を少し確認させていただきたいんですが、その第三百四条の一号には「法令又は定款に違反する場合」というのがあって、それに加えて、二号は「専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、」というのが入っている。しかし、「人の名誉を侵害し、」これは刑法二百三十条の名誉毀損罪にありますし、侮辱というのは刑法二百三十一条に侮辱罪というのがあるわけですよ。これはどちらも法令に違反しているわけですね。法令に違反していればこれはだめなのに、二号に重ねて「専ら」と書いてあって、この場合には、専らこの場合でない限りはいいいような条文に読めるんですけれども、これは条文をどういうふう

に読んだらいいんでしょうか。

○小出政府参考人 委員御指摘の三百四条第一号及び三百五十六条第一号、改正法案でございますが、そこで言う議案が法令に違反する場合とは、典型的には、会社法上の欠格事由がある者を

取締役として選任する議案の提案、あるいは分配可能額を超える剰余金の配当をする議案の提案などがこれに該当すると解されております。

これらに加えまして、例えば、御指摘のような名誉毀損罪や侮辱罪等の刑法犯が成立するような議案の提案がされた場合も、この議案が法令に違反する場合に該当するかどうかにつきましては、ちよつと判例、学説上も必ずしも明らかではないところでございます。

改正法案におきまして株主提案の拒絶事由を明文化したのは、権利の濫用に該当するものとして株主提案を拒絶することができ得るであろう典型的な場合を具体化したものでございます。そのため、名誉毀損罪や侮辱罪が成立するような議案の提案がされた場合については、議案が法令に違反する場合に該当するものとして提案を拒絶することができると解釈でき、これと重なり合うという可能性はあるとは思いますが、改正法案第三百四十二条及び三百五十六条第二号は、株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で当該議案の提出をする場合には株主提案を拒絶することができるということを明確化するものでございまして、これは一定の意義があるものと考えているところでございます。

○串田委員 全くわからなくて、意義があるようにも思えないので、何か「困惑させ」というのを入れたがために、その前にいかにも納得できるようなものを重ねて入れて、こういうのはだめでしょうというので例示しているかのようにしか私にはちよつと思えないですね。

それと、次に、「若しくは困惑させ」というところをちよつと知りたいんですが、かなり法律用語的には、極めて珍しい表現なんじゃないかなと思うんですが、困惑させというのは、困惑させというのを国語辞書で調べてみると、どうしてよいかわからず困ることと書いてあるんですよ。

そこで、この条文を確認させていただきたいんですが、「専ら人の」、「この人」、「次に人を侮辱し」、「人」というのは、これは、当該取締

役等ではなくて、普通一般人を指すのか。そして、次の「若しくは困惑させ」というのは、ここには「人」というのが入っていないんです。この困惑させられる対象というのはどういう人なのかというのを明確にさせていただきたいと思ひます。

○小出政府参考人 お答えいたします。

人を困惑させる目的という要件におきます人といひますのは提案株主以外の自然人及び法人を指しております。株主提案を受けた株式会社の代表者や取締役、そして当該株式会社も含まれてございます。

○串田委員 そうすると、確認すると、「若しくは困惑させ」というのも、この困惑させというの一般人の理解でよろしいんですか。

○小出政府参考人 該当条文は、人を困惑させというふうに読むことになっております。

○串田委員 だから、その人というのは当該会社関係者ではなくて一般人をいうという、前と同じく、名誉毀損とか侮辱とかというのと同じなんですかという質問なんです。

○小出政府参考人 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、提案株主以外の自然人及び法人を指しております。名誉侵害あるいは侮辱の対象となる人と同じでございます。

○串田委員 名誉を侵害しとか侮辱というのは、これは一般的に判断できると思うんですよ。ところが、困惑というのは、どうしてよいかわからず困ること。

例えば、不正を暴かれて、取締役を追及する、解任決議案なりいろいろな決議案がある。これね、一般人は困惑しないんですよ。困惑するのは取締役なんです。自分の不正を何か暴かれるかのような感じがして、どうしてよいかわからず困ること。まさに困るようなことを提案するから株主提案権というのは設けられたんじゃないですか。

この場合には、困惑というのは、取締役に關してだけ困惑することにはこれに該当しないと

いうことでよろしいですか。

○小出政府参考人 お答えいたします。

人を困惑させる人には、提案株主以外の人を指すものでございますから、提案によつて取締役が困惑するというのも条文の規定上は含むということだと思ひます。

○串田委員 答えをすりかえないでください。

一般人は困惑しなくても、当該取締役の不正を追及するつて、一般人は困惑しないんですよ。むしろ、もつとやれ、会社を健全化する、コーポレートガバナンスのために提案するわけですから、それは一般人からすればどしどしやってくれと言われているんですが、当該取締役はどうしてよいかわからず困るわけでしょう。回答を、どうやって言い逃れをしようかと。

だから、その困惑というのは誰を基準にするのかというのを聞きしているんです。一般人が困惑しないのであるならばこれには該当しないと明確に答えてください。

○宮崎大臣政務官 ちよつと法文の解釈の仕方の問題だと思ひますが、例えば、まず、先ほど事務方も答えたとおり、この人を困惑させというときの人というのは提案株主以外の自然人及び法人をいうわけですね。そうしますと、提案株主でないですから、提案の内容によつては、会社の取締役がいろいろなことを追及されて、ああ、私は困惑するというふうなことは、それはある、場合として当然想定できるわけですが、この法文で今問題にしているのは、正当な権利行使と認められない提案のみを拒絶するということを前提にしているわけでありまして。

つまり、専ら困惑させる目的によつてのみ提案されたものを拒絶できるというふうな形になっておりますので、専ら困惑させる目的でというふうなところで御理解いただきたいと思ひます。

○串田委員 答弁とかみ合っていないと思ひますよ。

取締役が困惑をするということになれば、専ら

取締役を困惑させる質問であつても、一般人にとつては困惑をしないということであればこれに該当しないということではよろしいですかという質問なんです。

なぜならば、質問によつて、一般人が困惑するのと当該取締役が困惑するのは違うわけですよ。そのために株主総会で議案提案権があるわけですから。世の中で、いろいろなことを名誉毀損したりとか侮辱したりというのと違うんですよ。株主総会で議案提案権を行使することについては、当該取締役や今やつている会社の執行を問いただそうとしているわけでしょう。

ですから、困惑をするのは一般人と取締役が食い違いがあるということは幾らでもあるわけで、困惑をするというのは、一般人が困惑をしない限りはこれに該当しないんですねということをはっきりと言つていただきたいんです。

○松島委員長 じゃ、政務官、質問に合致した答弁をしてください。

○宮崎大臣政務官 ちよつと一度、先ほどのこともあわせて説明をさせていただきますけれども、今問題にしている改正法案は、株主による議案の提案を拒絶できるかどうかを、株主が人を困惑させるなどの正当な株主提案権の行使とは認められない目的で当該提案をしたかどうかによつて判断することとしておるわけでありまして。

したがいまして、株主から、今ちよつと例として挙げられているような、当該会社の取締役の不正を指摘する内容の提案がされた場合に、仮にその取締役が当該提案によつて困惑するようなことになったとしても、その提案を拒絶することはできるわけではないということが原則だということに理解していただければと思ひます。

○串田委員 今、しつかり回答していただいたような気がします。

要するに、名誉毀損とか侮辱というのは一般的に判断できるわけですよ。しかし、困惑というのは個々人の主観的な部分というのが出てくるわけですから、一般的には困惑をしなくても、当該

取締役にとつてみると都合が悪い質問とか議案提案権というのはあるわけですから、そういう意味では、この中には該当しない。

要するに、それは、議案提案はできるということとでいいかどうか、最終的に、政務官、お答えいただけますか。それでいいんですね。

○小出政府参考人 専ら困惑させるなどの目的で提案をしたという事例を前提としたとしても、それを客観的に見て、客観的に判断して、その提案が会社の経営を改善するなどの正当な株主提案権の行使であると評価できる、そういった目的もあわせ有していると認められる場合には、専ら人を困惑させる目的とは認められないということでございます、そのように整理をしているところでございます。

○串田委員 だから、正当なとかという要件が書いていなくて、「若しくは困惑させ」と書いてある。その前の部分は「名誉を侵害し、人を侮辱し」と、これは刑法にも、犯罪になるぐらい、これはだめなんだというのははつきりしていますよ。

ただ、困惑という言葉の中には、どこにも評価が入っていないんですよ。困惑させさせられれば、それが、追及している側が正しくても、受ける側は困惑することはあるわけでしょう。どうしていいかわからないで困ることというのが国語辞書なんだから。

だから、その質問が、本来は必要である議案提案権というのがあるわけです、一般的に考えれば。しかし、当該取締役にとつては困惑をするようなことがあるかもしれない。しかし、それは、今回のここには入らないですよ、一般人をも困惑するような質問でない限りはこれには該当しないから、議案提案権は認められるんだ、こういう整理でよろしいですね。

○小出政府参考人 困惑させるという言葉自体は、確かにネガティブな意味合いの少ない言葉だということもあるかもしれませんが、改正法では、専ら困惑させるなどの目的というこの提案

でございます。

それで、この規定は裁判例の趣旨を明文化したものでございますし、法制審議会での部会で議論してきた経緯からいたしましても、専ら困惑させることは、正当な権利行使とは認められない場合、つまり不当な目的の場合を規律の対象とするという議論でずっとやってきておりますので、専ら困惑させるイコール不当な目的の場合であるというふうな整理をしているところでございます。

○串田委員 いろいろな審議会とか判例とかと言われても、これはコーポレートガバナンスをしつかりとやっていこうという法改正の中で改正されている言葉ですから、この委員会ですっかり説明できなかつたら何にもならないんですよ。ここには単に、困惑させと書いてある。

そして、次に、議長がこれを判断するというのはきょう初めてお答えいただいたんだと思うんですけども、三百十五条に議事進行の整理が書かれていますが、困惑をするかしないかというのは、取締役にしてみれば、しつかりと答えられるんだというふうなこともあるわけでしょう、困惑するというのは主観的な問題なんだから。これは何で議長が判断できるんでしょうか。

○小出政府参考人 議場における提案がされた場合に、それは、提案の内容あるいはその理由とといったものを議長の方が提案者に尋ねまして、そのときの総合的な事情を考慮して、専ら困惑させるかどうかということとを判断するんだらうと思いますが、確かに、株主総会の議場でこのような提案がされた場合に、それが不当目的であるかどうかということを認定することが難しいという場合ももちろん想定されますので、そういうような場合には、議長としては、それは不当な目的でされた提案であるというふうには認定しないのであろうというふうにございます。

○串田委員 何度も繰り返すと時間がもったいないので、もうそんなに聞かないでしけれども、専ら困惑という意味で、名誉侵害とか侮辱というのは、客観的にもこれはよくないというのは刑法に

も犯罪として定められているからわかるんだけれども、困惑というのは、どうしていいかわからず、困ることというのは、相手が不正をしているときだつてあるわけですよ。それまでもこれはできなくなるように読めるから何度も聞いているわけですね。

そういう意味では、取締役はしつかりとこれについてはちゃんと説明できるんだ、それは誤解なんだというふうに取り締りが発言する機会があるかもしれない、発言しようと思っているかもしれないのに、その主観的な取締役の困惑しているかどうかというのを何で第三者の議長が判断できるのかと聞いているんです。

○小出政府参考人 繰り返しになりますけれども、議場における提案の内容、理由、その提案がされた経緯、また歴史的な背景、またその株主が過去にどのような提案をした者であるかというようなことを総合考慮して判断するものと考えてございます。

○串田委員 それが不当に排除された場合についての質問も各委員からありました、仮処分ができるのか損害賠償ができるということがありまして、不当に議案提案権を拒絶したということとを争うときに、会社法八百三十一条、株主総会取消しの訴えを起すことはできますか。

○小出政府参考人 お答えいたします。個別具体的な事案によりますけれども、拒絶された株主提案権に関する議案とまた別で可決された議案との間にまた密接な関連性があるというような事情がある場合には、その可決された議案について決議の取消しの訴えを提起することが考えられるというふうにございます。

○串田委員 決議取消しの訴えができないと私はおかしいと思いますよ。損害賠償といつたつて、今回の改正で、損害賠償の保険代は会社が出すんですよ。ということは、取締役に対して都合の悪いことは排除しちゃつて、どんどん蹴っちゃつておけばいいわけですよ。後で損害賠償を請求されたつて、その保険代は会社が出すんだから。そ

んなような規定をして、ガバナンスなんかできるわけじゃないじゃないですか。

こういうようなことで、しつかりとした株主提案権であるにもかかわらず排除されたことが客観的にわかつた場合には、決議取消しの訴えができなければむしろおかしいというふうに思いますので、今はつきりとして、仮処分や損害賠償のほかに株主総会決議取消しの訴えができるということを明確に示していただけたということをお聞きしていただきたいと思っています。

ところで、今回、この会社法の改正がなぜ問題になっているかといいますと、先ほど田所委員がおっしゃられたように、現在、もう上場会社というのは圧倒的に社外取締役が採用されているんですよ。それにもかかわらず不祥事が起きているという状況の中、九十何%も九九・何%も社外取締役が採用されている中で義務づけたところで、不祥事が起きているところを解消できるかといううな中で改正の中で、現在の改正というのは、取締役の責任を軽減するような規定になっているんじゃないですか、コーポレートガバナンスに対して逆行しているんじゃないですかというのが最大の課題なわけですよ。

先ほど大臣も内部統制システムのことをおっしゃっていただきましたが、内部統制システムも、株主提案権も含めまして、外部から提案して初めて機能する内部統制システムができるわけ、そういう声を排除して、取締役だけで内部統制システムなんかできるわけないし、その問題の請求をされたら、第三者から損害賠償を受けても、保険代は会社が払うという改正なわけでしょう。何のためのコーポレートガバナンスなのかというのを指摘したくなるのは、これは当然ではないかなというふうに思います。

ところで、条文の説明をもう一つちょっとお聞きしたいんですが、不当なというような場合には適用しないというのが三百五十五条の第六項に書かれていますけれども、一方で、十を超える場合というの、これはできないということになるんです

が、不当なというようなことで排除された議案というの、この十の中の数に含まれないのか、含まれるのか。条文上はつきりしないので、これは明確にしたいだきたいと思います。

○小出政府参考人 お答えいたします。

今回の提案権の規律で、十を超えた部分については、会社の方で提案を拒絶できるということになりますので、十を超える部分について会社に拒絶権を与えたということでございます。

お尋ねの趣旨は、不当目的だということで排除された場合、それがカウントをされるかどうかということでございますけれども、これは、十のカウントと不当目的というのは別の規律でございますので、今ちょっと整理ができておりませんけれども、その場合には、十の数の中のカウントからは外れるんではないかなというふうに思いますけれども、ちょっとここはまた整理させていただきます。また回答させていただけたらと思います。

○串田委員 ちょっと整理していただかないと、条文上はつきりしないんですね。質問を整理させていただくと、十を超えるか、あるいはそれの中でもいいんですけれども、数で単純に拒絶をする項目と内容で拒絶をする項目とが二つ入っているんですね。内容で拒絶をしたときには十の数の中に入るのか入らないのかというのが、これははっきりしないので、拒絶をされたら、例えば十の中で三つ拒絶されましたよということになったら、七になるのか。しかし、いやいや、十のままなのか。七になったら、あと三つ足せるんですねという話にもなるわけ。

自分が拒絶されるかどうかというのは、先ほどちょっと濱地委員からの質問もあったかと思うんですが、早くと、自分がこの議案提案ができるものかどうか、そしてまた、この議案が認められない場合には、先ほども言ったように、仮処分なり、損害賠償なり、決議取消しの訴えなりというような法律上の準備もしなければならぬわけですから、そこは明確に、その数が入っているのかどうかというのは、やはり整理をしていただく

なければならぬのかなというふうに思っています。

○小出政府参考人 済みません。先ほどちょっと、少し不正確なことを申し上げました。

まず、十個の個数制限と不当目的の制限でございますが、判断の順序といたしましては、形式的にまず十個の制限をかけまして、そのうちのうち、不当なものについてそれを外していく、そういう順番になるというふうに考えております。

○串田委員 こちらが今の答えを聞いて、ちょっと頭が整理がまだできていないので、それでいいのかどうかというのはまた別の機会にと思うんですが。

三百五条で、その提案権を判断するのは取締役会だという話だったんですが、当該取締役の不正を追及しているかのような株主提案権があった、ただし、それが専ら困惑をさせるかどうか微妙な場合に、当該取締役は完全にこれは利益が相反するんじゃないかと思うんですよ。そういう場合には、取締役会で議決権を行使するということは許されないとと思うんですが、そういう考慮はしないんですか。

○小出政府参考人 お答えいたします。

取締役会の議決については、特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができないとされておりまして、そして、特別の利害関係とは、特定の取締役が会社に対する忠実義務を誠実に履行することが定型的に困難と認められる個人的な利害関係ないし会社外の利害関係を意味すると解されておりまして。

取締役会の決議によって、株主により提案された議案が取締役を困惑させる目的でされたものかどうかを判断する場合に、当該取締役が特別の利害関係を有する取締役に該当するかどうかにつきましては、議案の内容等を踏まえ、個別具体的に判断する必要があると考えられますので、一概にお答えすることは困難でございます。

○串田委員 そうすると、除外される場合もあるというようなことになるのかなと思います。

時間になりましたが、あしたはまた参考人質疑というようなことがあります、大変重要な法案ですので、またしっかりと質問していきたいと思っております。

ありがとうございます。

○松島委員長 次回は、明二十日水曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十六分散会

令和元年十二月五日印刷

令和元年十二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P